

機關たらしめやうとしてゐる點である。日本製鐵會社も統制會社としての權能を附與されてゐるが、これと日本硫安の二會社は國策統制機關といふ意味で、甚だ特色のある會社であることが注目される。

第四章 重工業中心時代への推移

一 輕工業から重工業へ

戦後經濟の根本動向が、過去の自由主義經濟時代から統制經濟時代への推移を更に飛躍して、資本主義的計畫經濟時代の實現に向つて進みつゝあることは、前數章の説明により略々盡されたことと思ふ。そして計畫經濟化の内容が國防産業Ⅱ重工業中心時代を指してゐることもまた既に述べた通りである。以下、現在の日本經濟が如何に平和産業（輕工業）中心時代から重工業中心時代に編成替をなしつゝあるかを、具體的に、數字的に、全體鳥瞰圖として描いてみたいと思ふ。

（註）重工業といふ言葉は、狹義では機械工業を意味する。しかし、普通の用例としては、必ず

しも機械工業だけに限定されず、鐵鋼、石炭などの原料供給産業や更に、ある場合には、化學工業のやうなものも包含させてゐるやうである。私のいふ重工業は廣義のものであることを斷つておく。

輕工業から重工業中心への編成替は、大別して二つの方法により行はれてゐる。第一は平和産業の生産機構を利用することにより、重工業製品を生産するもの、第二は従前の重工業生産機構を擴大し、または重工業部門に屬する新しい産業を興すことにより、産業界全體としての重工業比重を高めるものだ。

まづ第一の方法について略説を試みる。

平和時においては民需品を生産し、戦時にはその生産全機構を擧げて軍需品を製造し得るやうな産業部門は最も理想的なものである。萬能機械工業といはれる造船事業などは、その代表的なものだ。

しかし平和産業（主として輕工業）一般としては、なか／＼さやうに好都合には行か

い。それでも國家の産業計畫次第では、平和産業の生産機構に大なる變革を加へず、戦時において軍需品生産のためにその生産力を相當に利用することは可能であることは過去の大戰に於いて證明されてゐる。

第二は既存重工業の急速擴充および新興重工業部門の發展である。飛行機、自動車、ニッケル、アルミニウム、金屬マグネシウム等、最近數年の間に發展した新興重工業だけでも十數種ある。この間、輕工業部門と雖も決してその膨脹を止めてゐたわけではない。しかし國防産業、重工業の擴充發展ははるかに急速度であつた結果、時局を境にして輕工業時代から重工業中心時代を現出するに至つたものである。日支事變後は資金調整法によつて平和産業部門の擴張は一切禁制され、全經濟力を擧げて國家の強權の統制下に計畫的に重工業擴充に突進してゐることはすでに述べた通りである。次にその實狀を若干の數字によつて示してみやう。

二 産業構成變革の實情

まづ全國工場數および使用職工數を基準にして、いはゆる準戰時局前の昭和六年末と十年末との期間における産業構成の比重變化を見る。

工場及職工數	工場數		職工數	
	十年末(工場)	六年末(工場)	十年末(人)	六年末(人)
紡織工業	三、五二(三〇・〇%)	三〇、六五三(三三・五%)	一、〇〇六、七〇三(四三・五%)	八九八、七九三(四二・〇%)
金屬工業	七、三二(八・六%)	四、一三三(六・四%)	二二七、六一三(九・二%)	九四、二六九(五・一%)
機械器具工業	一〇、三三(一二・〇%)	五、八五〇(九・一%)	三六七、三三三(一五・五%)	一五八、三三二(九・五%)
窯業	三、八六(四・六%)	三、一六七(四・九%)	九三、六九八(三・九%)	四六、七三二(三・四%)
化學工業	四、六四(五・五%)	三、三九(五・三%)	三三、六三六(九・六%)	一三、四六一(七・四%)
製材及木製品工業	七、三二(八・五%)	五、三〇〇(八・〇%)	八五、一〇七(三・六%)	五六、六五八(三・四%)
印刷及製本業	三、三五(三・九%)	二、九四八(四・六%)	六〇、五九(二・六%)	五、三六七(三・〇%)
食料品工業	一三、六四(一六・二%)	一三、五七(一九・八%)	一五八、一三三(六・七%)	一三、五六(八・二%)

ガス及電氣業	五、四九(〇・六%)	四、九八(〇・八%)	八、五〇〇(〇・三%)	八、二四八(〇・五%)
その他の工業	八、五四(一〇・〇%)	五、七九(八・九%)	一四、一七三(六・一%)	八九、九三九(五・四%)
計	八、一七四(一〇〇%)	六、四三六(一〇〇%)	二、三九九、二七七(一〇〇%)	一、六六〇、三三三(一〇〇%)

(備考) 括弧内は總數に對する百分比。

昭和十年末に於ける工場數は、八萬五千七百七十四工場だ。そして工場數の最も多いのは紡織工業の二萬五千五百餘工場で總工場數の三〇%を占め、之に次ぐのは食料品工業の一萬三千六百餘工場總工場數の一六・一%、それから機械器具工業の一萬三百餘工場總工場數の一・二・二%といふ順序である。

しかし右表の工業別によると金屬工業と、機械器具工業とが重工業と見られるものであるが、この兩者を合せても、その工場數は一萬七千六百七十工場、二〇・八%で、紡織工業だけでもおよばない。しかし翻つて過去數年間における發展率を見ると、實にすばらしいものがある。即ち六年末の工場數と比較せば、金屬工業は三千八百八十五工場、七割七分強の激増で、工場總數に對する割合は二・二%の向上を告げてをり、また機械器具工業は

四千五百二工場七割七分弱の激増で、工場總數に對する割合は三・一%の増加となつてゐる。しかるに一方輕工業を見れば、その筆頭の紡織工業は、實數において四千五百餘工場の増加だが、増加率は二割二分弱に止まり、また工場總數に對する割合は、かへつて二・五%の低下を告げてゐる。その他の輕工業も、實數は増加してゐるが、工場總數に對する割合は、一、二を除けばいづれも低下してゐるのだから、重工業の進展振りは、特に目立つ次第である。

次に職工數を見る。十年末の職工數は、二百三十六萬九千二百七十七人で、そのうち紡織工業は、百萬六千餘人、總職工數の四二・五%を占めて斷然第一位にある。これに次ぐものは、機械器具工業の三十六萬七千餘人、總職工數の一五・五%、第三位が化學工業の二十二萬八千餘人、總職工數の九・六%、その次が金屬工業の二十一萬七千餘人、總職工數の九・二%といふ順序だ。

この職工數においても、重工業たる金屬工業、機械器具工業はその増加割合が目覺し

い。即ち紡織工業は、六年に比し職工數は十萬七千餘人、一割二分の増加を示したが、總職工數に對する割合は、十年末分は六年末に比し、一一・六%といふ著しい低下を告げてゐる。しかるに金屬工業は實數において十三萬三千餘人、實に十五割八分の著増を告げ、また總職工數に對する割合も、四・一%の向上となつてゐる。機械器具工業も、實數において二十萬八千餘人、十三割強の増加を示し、總職工數に對する割合また六年末に比し、六%の向上となつてゐた。化學工業は重工業に次いで相當の増加を示してゐるが、輕工業はいづれも不振である。なるほど實數は増加を見せてゐるが、増加率は問題とならず、また總職工數に對する割合は、僅少の向上もしくは低下といふ有様だ。

この職工數から見ても、重工業の著しい發展が觀取出來る。

さらに生産額（次表）を見ても、重工業の躍進著しいことが判明する。即ち輕工業においては、十年中の生産額は、紡織業を初めとし、いづれも六年中に比し、實生産額は増大してゐるが、その増加率は低く、また總生産額に對する割合は、申合せたように減退を

告げてゐる。主なるものにつきこれを示すと、十年中の紡織工業生産額は、三十三億五千二百餘萬圓で、六年中に比し十四億二千五百餘萬圓、七割四分の増加だが、總生産額に對する割合は、六年分三七・二%であつたに對し、十年分は三〇・九%と、六・三%の低下となつてゐる。そのほかの輕工業もまた増加率は、重工業に比してずつと低く、それに總生産額に對する割合は、六年に比し低下を告げてゐる。しかるに一方金屬工業は、生産額十八億八千餘萬圓で、六年に比し十四億五千萬圓、三十三割六分の激増で、總生産額に對する割合は、六年の九・六%から、一三・五%と、三・九%の向上を告げてゐる。機械器具工業も、生産額十四億六千二百餘萬圓で、六年に比し九億六千四百萬圓、十九割四分の増加率であるし、また總生産額に對する割合は、六年の九・六%から、十年には一三・五%と三・九%方の向上を示した。化學工業は重工業程ではないが、しかし生産額は相當の割合をもつて増大を告げてをり、また、總生産額に對する割合も幾分の向上を示してゐる。即ちこゝでも重工業の發展がもつとも顯著であることを物語つてをり、反面輕工業の

進展の遅々たる事が明かにされてゐる。

工業別生産額

	十 年	六 年
紡織工業	三、三五二、五六四(三〇・九%)	一、九二六、八〇六(三七・二%)
金屬工業	一、八八一、七四三(一七・四%)	四三一、四三八(八・三%)
機械器具工業	一、四六二、五三九(一三・五%)	四九八、〇一四(九・六%)
窯業	二八三、一六六(二・六%)	一四四、七二二(二・八%)
化學工業	一、八一三、八七八(一六・七%)	八一六、五五九(一五・八%)
製材及木製品工業	二四八、六九九(二・三%)	一四五、九〇六(二・八%)
印刷及製本業	二二二、九六三(二・一%)	一七六、七二二(三・四%)
食料品工業	一、一六八、四七九(一〇・八%)	八三七、七七三(一六・二%)
ガス及電氣業	二一、〇七七(〇・二%)	一四、七五八(〇・三%)
その他の工業	三八一、七八三(三・五%)	一八四、四五三(三・六%)
計	一〇、八三六、八九四(一〇〇%)	五、一七八、一三五(一〇〇%)

(備考) ガス及電氣業は生産額の調査なきを以て副生産品のみ價格とす。括弧内は總額に對する百分比。

重工業中心時代への推移は、工業規模において大工場時代を現はしつゝある。職工五人以上三十人未満使用の小工場は、十年末においては七萬二千四百九十九工場に上り、三十人以上使用の大、中工場は一萬二千六百七十五工場で、總工場數に對する割合は、小工場八五・一%、大、中工場一四・九%を示してゐる。しかしこれを六年末に比すれば、小工場は一萬七千餘工場、三割一分弱の増加だが、大、中工場は三千六百餘工場、四割弱の増加である。かくの如く増加率が高いのみでなく、總工場數に對する割合も、六年末における小工場割合八五・九%であつたのが、十年末には八五・一%に低下し、反對に大、中工場の總工場數に對する割合は、六年末の一四・一%が、十年末には一四・九%に向上を告げてゐる。

そしてこれを工業別に見ると、輕工業よりも重工業の方が、小規模より大、中規模へと編成替される率が高いことは注目すべきである。

	十年末		六年末	
	五人以上册人未滿使用工場	册人以上使用工場	五人以上册人未滿使用工場	册人以上使用工場
紡織工業	二〇、一七三(七六・九%)	五、三九九(二二・一%)	一六、一七九(七七・三%)	四、七九六(三三・八%)
金屬工業	六、三〇八(八四・八%)	一、一一〇(一五・二%)	三、六五三(八八・四%)	四八一(一一・六%)
機械器具工業	八、六九二(八四・〇%)	一、六〇〇(一六・〇%)	五、一三五(八七・八%)	七二五(一二・三%)
窯業	三、二九(八三・六%)	六七七(一七・四%)	二、七六二(八七・三%)	四〇五(一二・八%)
化學工業	三、四三六(七四・九%)	一、一六八(二五・一%)	二、五九六(七六・六%)	七九三(三三・四%)
製材及木製品工業	六、七四八(九三・九%)	五九(七・一%)	四、八五九(九三・四%)	三四一(六・六%)
印刷及製本業	二、九六九(八八・四%)	三九九(一一・六%)	二、六〇〇(八八・二%)	三三八(一二・八%)
食料品工業	二、八五三(九四・〇%)	八三(六・〇%)	二、九五五(九五・二%)	六二(四・九%)
ガス及電氣業	四九八(九〇・七%)	五(一・九%)	四五四(九一・二%)	四(八・八%)
その他の工業	七、六六三(八九・七%)	八八一(一〇・三%)	五、一八三(九〇・六%)	五三六(九・四%)
計	七三、四九九(八八・一%)	一三、六七五(一四・九%)	五五、三七五(八五・九%)	九、〇六一(一四・一%)
工場總數	八五、一七三(100)		六四、四三六(100)	

(備考) 括弧内は各工業別工場數に對する百分比。

以上によつてわが國近時の産業が、種々編成替が行はれつゝあることが明瞭となつた。しかして、これを煎じ詰めれば、國防充實といふ一大目的達成のための當然の結果であるが、今や現に支那事變の最中であり、たとひその終末を告げた後においても、なほ當分の間は、國防充實の必要は依然として變化を來さぬであらうから、わが工業が輕工業から重工業および化學工業へ、地方から都市へ、小規模から大、中規模へと移行する傾向は、ますます甚だしくなることはあつても、これが緩和に向ふことは、ちよつと想像し得られないと思ふ。

第五章 計畫經濟下の『三京』ブロック

一 東亞ブロックの戰略經濟的意義

支那親日新政府の成立により日滿支三國のブロック經濟がいよいよ確立されることになつた。東京、新京、北京を結ぶ三線は不動の紐帯となつた。私はこれを新しく『三京』ブロックといふ言葉で表現しやうと思ふ。三京ブロックは、その政治的側面において、軍事、的側面において詳論すべき幾多の重要問題を有つてゐるが、私がこゝに對象とするのは、その經濟的側面である。但し滿洲や支那經濟の一般的解説は、すでに多數の有益な勞作があるもので、こゝに繰返す必要はない。私が特に注意を拂ひ度いと思ふのは、日本經濟の計畫經濟化の根本動向に對應して、滿洲、支那經濟の開發が如何なる關係をもち、三國プロ

ツク經濟が如何に調整せられつゝあるかといふ問題である。

プロツク經濟は本質的に計畫經濟化を要するものだ。第一には戰略經濟上の立場から、第二にはプロツク圏内の矛盾摩擦を防止するために、その經濟開發の根本方針において計畫性を有つてゐなければならぬものなのである。

まづ第一の問題、三京プロツク經濟の戰略經濟的意義について検討を加へる。それは日本と英國または米國との開戦の場合の問題である。日本海軍の根本方針はいはゆる不脅威不侵略で、自ら進んで他國を侵攻することを望んでゐるものでなく、英米二國との關係においても、少くとも日米間には戦争の理由が何れの側にも乏しいことは周知の通りである。だが最近の米國海軍大擴張は、インフレーション景氣昂揚のための對内政策が主目的であるとはいへ、戰略的に見ればそれは渡洋策戰のための大軍擴だといはれる。これから考へると、日米海戰も百パーセントの空想だとはかりはいはれない。日英戦争の可能性が、日米戰に比較して遙かに多いことは今日の常識である。何れにしろ日本は、英米相手の戦争の

場合も一應は考慮して國防計畫をたてなければならぬ。

さて、こゝに取上げる問題は、日英戰または日米戰の場合に、日本の通商圏はどうなるかといふことである。即戰即決で片がつけば問題は無い。しかしそれは恐らく不可能で、海戰と雖もある程度の長期戰を豫想すべきものであらう。すると日英戰、日米戰何れの場合でも日本の貿易圏が南洋以北に、ある期間内壓縮されるのは、當然事として覺悟しなければならぬと思ふ（勿論相手國にとつても通商圏の壓縮があるわけで、日本の潜水艦の能力から見ても、その壓縮は意外に大きなものであるかも知れない）。

日英、日米戰何れの場合でも、經濟封鎖から受ける日本の打撃は實に深刻なものであることを覺悟しなければならぬのだ（武力戰で勝味の無いことを知つて相手國は、この意味で經濟封鎖の長期戰法を執るであらうといふことが、常識論としても充分な可能性を有つて考へられるのだ。シンガポール軍港の擴充などは、この觀點からすれば意義極めて重大である）。

二 國防資材供給地としての滿支

そこで次に、滿洲、北(中)支が戰爭資材供給者として、如何に重要な意義を有つてゐるかを資源別について略説しやう。東亞ブロック經濟は、敢へて國防資材供給の點からのみ意味を有つわけではないが、現下の狀況においては、日本國內の國防産業生産能力の擴充第一主義に對應して、滿洲、北中支においても、やはり國防資源の開發に最大の努力が注がれてゐるからである。

國民政府の鑛業條例によつて伸長を阻害されてゐた事變前の滿洲におけるわが鑛業開發は、昭和八年八月、滿洲國鑛業法の發布以來、いよ／＼日滿經濟ブロックの線に沿つて進められることになり、翌九年ならびに十年に創設された滿洲石油、滿洲炭鑛、滿洲採金、滿洲鑛業開發の四會社が全滿の鑛業活動を擔つて、わが國防産業の挺たうとしてゐる。滿洲の農業資源は日滿經濟ブロックの立場からはむしろ副次的なものであり、その樞軸を

なすは鑛産資源、就中わが軍事的、鍵鑛産業部門の基礎資材たる鐵、石炭にある。従つて鐵、石炭の開發に主力が置かれたのは當然であつた。

滿洲國の鐵鑛埋藏量は次掲第一表のごとく十億トンにも上り、全支埋藏量の二倍を越ゆる豊富さであるが、その品位は三五—四〇%の貧鑛が多く、六〇%内外の富鑛は案外少い。

即ち右の事情はこの豊富なる埋藏量にも拘らず、その產出額が第二表に示すがごとく、意外に少ないことの理由をなすものである。基礎資材としての鐵のわが供給不足量を、滿洲國のみによつても十分補ひ得るといふのが、滿洲建國當初の意氣込みであつた。だがその可能性が遂に可能性に止まつて、現實性へと發展しなかつた。貧鑛處理に關する工業的成果によつて、將來この問題の解決される時を希望するが、それは今日のところまだ希望の域を出ない。

第一表 鐵鑛埋藏量 (數量單位千トン、比率%)

鞍山	廟兒溝	弓張嶺	合計		總計
			貧	富	
數量	一、三〇〇	四五六、四〇〇	三、〇〇〇	二二七、〇〇〇	一、〇六〇、四〇〇
比率	五〇・六〇	三五	六〇・六八	三三	一、〇六七、七〇〇

第二表 重要鑛産の對日輸出 (單位千トン)

鐵	鐵	對日輸出		
		對日輸出	對日輸出	對日輸出
鐵	鐵	一、一〇五年	一、四六二年	一、八〇七年
鑛	鑛	三・三	〇・〇五	〇・〇六
對日輸出	對日輸出	四七五	六〇七	六四七
對日輸出	對日輸出	四〇九	三八二	二七一

次に滿洲國における石炭埋藏量は第三表に示すがごとく四十八億トンにも達してゐる。この老なる埋藏量に比して年産額は約一千萬トン、しかも現在まではその大部分が滿鐵沿線たる撫順から掘出され、北鐵、奉山、吉敦、吉會、奉海諸沿線の豐饒なる炭鑛は處女地として残されてゐる。

第三表 滿洲の石炭埋藏量 (單位百萬トン)

滿鐵線	北鐵線	奉山線	吉敦及吉會線	奉海線	合計	
					撫順	本溪湖
九五〇	四〇	七五	三〇〇	二五〇	一、一〇〇	二二〇
煙台	穆稜	朴實諾爾	新邱	北票	八道溝	二〇〇
鶴立岡	一四四	一四四	未滿	蛟頭兒溝	四五六	一六
五湖咀	一四	一四	紅安	石門寨	六	六
四〇	四〇	四〇	西	四、八〇〇	四、八〇〇	四、八〇〇

(備考) 滿鐵調べ。合計のうちには右掲外も含む。
かつては撫順炭の内地炭壓迫が眞剣に考へられた時代さへあつた。だが非常時的生産力
擴充が最大の國策となつてゐる今日、情勢はすっかり一變した。従來唱へられたことのな
かつた石炭飢饉が現實の問題となつたのは、昨年春以來のことである。内地炭鑛の多くは
老境に入り、滿洲、北支炭の重要性が前面に押し出されて來た。滿洲建國以來の滿洲炭の
わが石炭需要への寄與は第四表のごとくである。

第四表 本邦石炭需給と滿炭輸入額の地位(單位千トン)

	九 年	十 年	十 一 年
出 炭	四〇,三三一	四三,〇三三	四六,九八三
輸 入 炭	四,六九五	四,六六四	四,八六九
計	四五,〇二六	四七,六九七	五一,八五二
滿 炭 輸 入	三,三二四	二,九一〇	二,八四〇
供給合計の滿炭對比	七%三八	六%一〇	五%四八

(備考) 政治經濟研究會『石炭問題參考資料』より算出

鐵鑛の場合と異り、石炭においては従來わが國出炭力にかなりの餘裕があつた。従つ
て石炭輸入額もわが石炭需要總額の死命を制する點までも進まず、滿炭の地位も日本資本
が滿洲において需要する石炭の額を除けば、さほどまでに重要ではなかつたのである。だ
が今後、日滿重工業の發展による燃料石炭の需要、石炭液化工業その他化學工業の發展に
伴ふ石炭需要の増加に對して、滿洲および北支の石炭の價値は、全く新しい角度から見
直さなければならなくなつた。石炭液化工業の原料炭を含めた昭和十七、八年の日本の總
石炭需要は少くとも七千萬トンを超える見込みである。これに對しては樺太における封鎖
炭田の開發も行はれるが、相當巨量のを滿洲、北支から輸入する必要が生ずる見込で
ある。また最初は内地、朝鮮、樺太だけで企業する筈であつた石炭液化工業も、その後滿
洲、北支の石炭をも利用することに、豫定が變更された。軍需資材の現地調辨の方針から
も、また運賃關係、滿洲、北支民衆の購買力増加といふ關係等からも、石炭液化工業の如
きものは、ブロック經濟内の各地方に分立させるべきものである。

次は北(中)支の國防資源開發の問題である。石炭、鐵、棉花、化學工業原料としての鹽の四者が特に重要さの大なるものである。面白いのは、石炭と鐵との埋藏資源はその大部分が北(中)支に集中されてゐることで、特に鐵礦資源は全支の殆んど全部が北支または揚子江下流の地域に集まつてゐるのである。過般、華中鐵礦公司の創立により、現在稼行中の最も優秀な大冶鐵山も新政權下に收められることになつた。揚子江下流の優秀鐵礦を支配することは對國民黨政府との關係においても極めて重大なる意義を有するものだ。なほ上記重要資源別に若干の説明を加へておく。

石炭 北支における地下資源は相當多種類にわたり、その埋藏量も甚だ多く著名なものも少なくない。然しながらそれらの開發は、今まで資本の缺乏、技術の幼稚、交通機關の不備、政情の不安等に加へて、北支資源の大なる需要者が存在しなかつたといふ根本的理由のために著しく遅れ、現在産出を見つゝあるのは列強の勢力下にある開灤炭礦(英)

臨城炭礦(白)井陘炭礦(獨、これは今回の事變において日本が石家莊を占據するに及びドイツ資本の持分を全部興中公司に肩代りし調印を了した)淄川、博山、坊子炭礦、金嶺鎮鐵礦(以上日本)等あるのみである。従つて現在北支の鐵産として現れてゐるのは、石炭と少量の鐵礦だけで爾餘は未知數として今後に残されてゐる。

北支石炭推定埋藏量並に出炭量(單位百萬トン)

	瀝靑炭	無煙炭	その他	合計	百分比	出炭總量	出炭%
山 西	八七、九八一	五、四七二	二、六七一	一、二七、一七二	五三・二七	二五三	二二・九一
河 北	二、〇八八	九八一	二	三、〇七一	一・二六	七二六	六・六六
山 東	一、六二三	六	一	一、六三三	〇・六七	三〇八	一五・七七
察 哈 爾	四八七	一七	一	五〇四	〇・三二	二〇	〇・一〇
綏 遠	三三七	六	三	四二七	〇・二七	六	〇・〇三
計	九二、五二〇	五、五五三	二、六五九	一、三三、七三二	五四・四八	一、三〇三	六・七五
全 支 計	一八〇、一三三	四、七三〇	二、八二六	一、八三、六八九	一〇〇・〇〇	一、九三三	一〇〇・〇〇

(備考) 國民政府實業部地質調査所發表により算出、出炭量は民國二十一年—二十三年三年三年、平均。

北支における石炭の種類は無煙炭から褐炭に至るまで殆どすべての炭種を網羅し、如何なる用途にも適するものを具へてゐる。殊にわが國においては、比較的貧弱なる高度瀝青炭以上の高級炭が多いのは、わが國産業の將來にとつて特に注目に値する。支那全土における石炭埋藏量は二四三億トンと稱される。しかもこの老なる埋藏量のうち、北支のそれは全體の五四%を占めてゐるのである。

だが一省のみをもつて全支總埋藏量の五二%餘を占める山西省の出炭量が僅かに全支出炭量の一三%弱、總埋藏量の一%餘を占めるに過ぎない河北省の出炭量が四割近くを占めてゐることに注目すべきである。これは運賃關係で生産費を償はぬためで、運搬に便なる河北炭が眞先に列強資本に擱み取られた。しかし次表に示すが如く、河北省出炭の九割二分餘は列強資本の手に握られ、このうち英國資本による灤開、門頭溝の二鑛のみをもつてして八割二分を押へてゐるのである。

外國資本による河北省出炭量(單位千トン)

坑名	所在地	出炭量
開灤(英)	唐山林西	五、二〇五
井陘(獨)	井陘	六四三
臨城(白)	臨城	五九
門頭溝(英)	門頭溝	二四〇
楊家溝(日)	楊家坨	一
合計		六、一四二
河北省總計		六、六五三

(備考) 滿鐵、資料課「北支事情綜覽」による、出炭量は一九三二年。

今後のわが北支石炭開發方針は、右の事情から當然河北省に主力を注ぐことを得ない。しかも奥地から石炭需要の中心地たるべき京津地方に輸送するには高率な鐵道運賃がその障害となる。従つて北支資源開發のためには、まづ交通、運輸機構の整備とその運賃引下げ並びに産地に加工工業を建設する資金の獲得が前提條件となるであらう。

鐵 鑛 支那の鐵鑛埋藏量は約三億トン、滿洲國の半額に足りず、北支の埋藏量はさらにその半額餘である。即ち支那の鐵鑛埋藏量は現在における全世界の鐵の需要を五ヶ年間支ふるに足る程度の貧弱さであるといはれてゐるが、その品位は五三―五八%といふ豐鑛のものが多く、優良なる鐵鑛資源に恵まれてゐないわが國にとつては重要なる意義を有してゐるのである。

北支鐵鑛埋藏量(百萬英トン)

	比較的正確なる推定	其他の見積量	合計	全支對百分比
河 北	一六・四	二四・七	四一・二	一〇・七
山 東	一四・二	—	一四・三	三七・二
山 西	—	三〇・〇	三〇・〇	七・八
察 哈 爾	四五・六	四六・〇	九一・六	二三・八
綏 遠	—	一〇・七	一〇・七	五・三
計	七六・三	一六一・四	二三七・七	六一・九

支那における從來の鐵鑛生産は、石炭の場合よりもさらに遅れて、その大部分は在來の小規模な土法をもつて行はれ、大規模な新式採鑛は列強の手にある少數を除けば殆ど休山中である。

全 支 計	一六五・八	二二七・七	三八三・五
-------	-------	-------	-------

(備考) 民國二十四年『申報年鑑』による。

北支に於けるわが國の採鑛、製鉄施設としては魯大公司の所有にかゝる山東の金嶺鎮鑛山、ならびに龍煙鐵鑛による北京郊外の石景山製鐵所があるが、その規模が小であるばかりか、大戦以來停業中であつたから差當り役に立てることは出来ない。従つて原鑛をわが國に輸送するためにも、現地で製鉄を行ふためにも、まづ多額の資本を要することは勿論である。原鑛石の輸送にしても、鑛區がいつれも奥地にあるといふ自然的條件のため、採算的には不利を免れず、むしろ現地に於ける鐵鑛と炭山との結合によつて採算上の困難を除去するといふ方法が考慮されてゐることである。嘗てこの方法は濼縣の鐵鑛石と附近

の開平炭を組合せた秦皇島製鐵所計畫、井陘、六河溝、開平炭とを關聯せしめた龍煙製鐵所計畫として進められたが、前者は鑛石品位のため、後者は大戰後の鐵價暴落のために失敗に歸したのであつた。この方法を再び成功せしめるためには、未働資金として長期間固定する多額の資本が投ぜられ、最新の技術が移出せられ、且つ低廉な輸送機關が整備されることを不可缺の條件としてゐる。

棉花 日滿支經濟ブロックに關する北支棉花の重要性については改めて説くまでもない。北支における棉花栽培の自然的、技術的條件の優秀さについては滿鐵技術當局、京大榎本中衛博士等の技術者によつて保證されてゐるところである。

北支農民經濟を震撼せしめた一九二九年來の恐慌が、主要農作物の市價をいづれも生産原價以下に押し下げた中であつて、獨り棉花のみは僅かに生産原價を上廻つた。以來北支棉花の栽培は農村救済といふ名目をもつて、獎勵せられつゝあつたのである。現在、北支棉花の産額は次表に示すごとく、世界産額の一割餘を占める全支棉花産額のうち、四割内外を占

めてゐる。

北支棉花省別植附反別および産額(千支島、千擔)

省別	一九三一年		一九三二年		一九三三年		一九三四年		一九三五年	
	反別	産額	反別	産額	反別	産額	反別	産額	反別	産額
河 北	二、九三五	八四四	五、一四三	一、三三八	六、一三三	一、四四五	七、八〇七	三、八七六	六、三三六	二、一六六
山 東	七、九七四	二、一五五	六、八四四	一、七六九	五、三三七	一、四六九	五、四九三	一、三三四	一、八〇一	四〇七
山 西	四八	八二	三〇二	五四	一、七九六	五〇二	一、七九六	六〇二	一、〇七七	二五三
北支三省計	一〇、〇一七	一、〇八二	一三、三三八	三、〇四一	一三、七九〇	三、四六一	一五、〇九六	四、七七一	九、一八四	二、八三五
全支合計	三〇、五三二	六、三三三	三〇、九八九	八、一〇六	一〇、四五四	九、七四四	一三、七七一	一三、〇三三	一三、〇三三	八、一三九
三省對全支の割合(%)	三二・八	一四・五	三三・一	二六・三	三三・六	三三・一	三三・五	四二・五	二六・〇	三三・五

(備考) 中華棉業統計會調査

だが自然的、技術的條件が如何に米棉、エジプト棉の栽培に適してゐようともその栽培條件を決定するものとして、更に當該國家の社會經濟機構を考へなければならぬ。北支に支配的な零細農業機構の當然の結果として、地代||借地料の率は甚だ高額である。即ち北

支における地代率は、同じく非資本主義的經營形態をとる植民地インドに比してさへ、なほ相當に上廻つてゐる。インドの場合にも然るがごとく、かゝる高率なる地代支拂の義務を負ふ零細農にあつては、豊かなる販賣肥料施肥、土地改良のための支出、新機械の購入等を困難ならしめ、また耕地の矮小性自身が新式機械を受け入れる餘地なく、原始的栽培方法に踞踏するの餘儀なきに至らしめてゐる。かくの如き事情はインドにおいてさへ印棉中の良質なものをすら次第に悪化してゆくといふ傾向を不可避的に招來したのであつた。この事情は今後米棉、エジプト棉を主産たらしめようと望まれてゐる北支棉花栽培についても慎重に考慮しなければならぬ。

北支棉花發展の障害として從來擧げられて來たものは、取引系統の複雑にして中間搾取の多きこと、並びに捐税の苛重なることの二大理由の外に、交通機關の不備、運賃の高率、度量衡の不統一、檢驗官吏の不正、棉花格附機關の缺除等であつた。支那の半植民地的無政府性を遺憾なく示してゐるこれらの缺除は、確かに北支棉花發展に重大なる障害となつてゐた。だがこれらの缺除は、今後日本の手によつてある程度除去し得るものである。北支棉花政策の成行的遂行を基本的に阻止せんとしてゐるのは、右の諸理由ではなく現在の土地制度自體であるといはねばならない。

最近に於けるわが軍需化學工業の發展と人絹、人織、パルプ工業等の新興化學工業の發展は、その基礎的原料としての工業鹽の意義をますます重要ならしめつゝある。然るにわが國內産鹽は僅かに六十數萬トンに過ぎず、漸く國內需要を満してゐる程度である。従つて工業用鹽の殆ど全部を海外に求めなければならなかつた。

工業鹽遠近海別移輸入割合(千トン)

産地別	昭和六年		八年		十年		十一年	
	移輸入	%	移輸入	%	移輸入	%	移輸入	%
近 外地鹽	一六三	五五	六一	九	一五一	一五	二〇四	一九
其 他	六九	二三	二三五	三三	二五九	二六	三九〇	三六
海 小計	二二三	七八	二九七	四一	四一〇	四一	五九四	五五

遠	アフリカ	五二	一八	四〇六	五五	五〇六	五一	三四四	三二
海	歐米等	一三	四	二八	四	七五	八	一四六	一三
小計		六五	二四	四三五	五九	五八二	五九	四九一	四五
合計		二九九	一〇〇	七三二	一〇〇	九九二	一〇〇	一〇八六	一〇〇

右表において外地鹽とは臺灣、關東州鹽、その他とは滿洲國、青島、長芦、佛領インド、ジャバ鹽を指す。即ちこれら近海鹽の地位は全工業鹽輸入額の五〇%前後を占めるにすぎず、残餘は遠海に仰がねばならぬ状態である。かくの如き現状は戦時工業政策の遂行上重大なる阻害をなしてゐる。

従來支那は特殊の場合を除いて鹽の輸出を禁止してゐたために、製鹽業の發達は甚だ遅れて見るべきものはなかつた。わが國が支那から輸入してゐたのも、山東還附の際の協定による一ヶ年最高三億五千斤、最近一億斤の山東鹽輸入と、昭和十一年度から輸入を開始された少量の長芦鹽があるのみであつた。しかるに事變は鹽の輸出禁止を停止し、わが國の前に山東鹽、長芦鹽輸入の途が開けた。

殊に長芦鹽は今後依然として輸出税を徴收される場合にも、山東鹽並みに百斤當り六セントに引下げられるならば、その進出目覺しきものがあらう。而も長芦鹽は氣候風土上、黄渤海沿岸においては天日製鹽地としての最好條件に恵まれ、現在の設備のみをもつても、既設鹽田の改良指導により年約六十萬トンの日本向供給が十分可能であるといはれてゐる。

石炭、鐵礦の場合と異なり、製鹽業においては、固定資本として投すべき費用はその産出額の割合に比較的僅少ですみ、また北支製鹽業は鐵、石炭と異つて相當程度に既存開拓施設を利用し得るから、わが國にとつては甚だ有望なる資源といふべきである。たゞこれらの製鹽を日本に送るべき港灣設備がこの際の障害となる。特に長芦鹽の場合は、唯一の輸出港となるべき大沽港が現状のまゝでは殆ど如何ともなし難いのである。輸送船舶の不足も同様に難點となるであらう。こゝにおいて製鹽自體の條件以外の問題が、却つて製鹽事業を制約することになる。

三 滿洲產業五ヶ年計畫と日滿支經濟の計畫的開發

日本の產業界は日支戰爭を轉機として急速に計畫經濟化に向つてゐるが、しかし何といつても舊い自由主義經濟機構を土臺にして計畫經濟化をやらうといふのであるから、諸方面に幾多の故障が発生する。資本主義機構をブチ壊はして、全然新しい基礎の上に計畫經濟化を強行してゐるロシアのやうな徹底さは到底望み得ない。しかるに新興滿洲國においては全然事情が違ふ。張學良支配下の滿洲には、資本主義產業は僅かにその萌芽を出してゐたに過ぎなかつた。いはゞ完全なる處女地盤なのである。従つて滿洲國において資本主義的計畫經濟機構を建設することは、日本内地のそれに比較すれば遙かに容易である。北支も滿洲よりは資本主義生産機構の發達が著しく進んでゐる。特に諸外國資本が錯雜してゐる點で、やはり計畫經濟化の地盤としては困難の多い所だ。日本や北支においては

計畫經濟化を行ふとしても、それは既存の生産機構の上に立ち、國防上その他の觀點から特に必要とされるある種の産業部門に限られるといふ大きな制約を受けてゐるのである。完全な處女地の上にスタートする滿洲國の計畫經濟は、そこで當然に最もスケールが大きく、最も徹底したプランを作ることが出来た。滿洲國計畫經濟の根幹となるのは、法律では滿洲計畫經濟法といつてもよい滿洲國重要産業統制法であり、計畫經濟の實行機關としては統制法により一産業一會社主義を原則として設立された多數の特殊會社、そして如何なる産業部門を如何に開發するか具体的に計畫を示したものが昭和十二年に確定した滿洲產業五ヶ年計畫である。更に日滿ブロック經濟の立場から、滿洲國計畫經濟の最高方針を決定する政治機關としては、日滿經濟協議會と對滿事務局（總裁陸軍大臣）との二者がある。

(イ) 重要産業統制法 滿洲國の經濟開發は昭和八年三月の「經濟建設要綱」により、その根本方針だけは示された。但しこの要綱はいはゆる「王道樂土主義」の政治イデオロギ

一の闡明が主であつて、計畫經濟の具體方針を示すものとしては甚だ粗笨なものであつた。そこでこの缺陷を補ひ計畫經濟法として出現したのが康徳四年五月の『重要産業統制法』なのである。

重要産業統制法

第一條 重要産業を営まんとする者は命令の定むるところにより主管部大臣の許可を受くべし重要産業の種類は勅令をもつてこれを定む

第二條 重要産業を営む者は命令の定むるところにより事業年度毎に事業計畫書および事業報告書を主管部大臣に提出すべし

第三條 主管部大臣は重要産業を営む者に對しその業務に關し公益上または統制上必要な命令をなすことを得

第四條 主管部大臣は特に必要と認むるときは重要産業を営む者をしてその業務もしくは財産の状況を報告せしめまたは所部の官吏をしてその金庫帳簿その他諸般の文庫物件を検査せしめ得

第五條 重要産業を営む者左の場合においては命令の定むるところにより主管部大臣の許可を受くべし

(一)統制協定をなしたまたはこれを改廢せんとするとき、(二)生産設備を擴張または變更せんとす

るとき、(三)事業の全部または一部を讓渡せんとするとき、(四)法人なる場合において合併を爲さんとするとき

第六條 重要産業を営む者左の場合においては遅滞なくこれを主管部大臣に届出づべし

(一)事業の全部または一部を廢止または休止したるとき、(二)法人なる場合において解散をなしたるとき

第七條 重要産業を営む者本法若くは本法に基きて發する命令又は之に基きて爲す處分に違反したるときは主管部大臣は第一條の許可を取消すことを得

第八條以下罰則省略

附 則

本法は康徳四年五月一日より之を施行す

重要産業統制法施行に關する件

第一條 重要産業統制法第一條第二項の規定による重要産業は左の通りとす

- ▲兵器製造業 ▲航空機製造業 ▲自動車製造業 ▲液體燃料(鑛油および無水アルコール)製造業、鐵鋼、アルミニウム、マグネシウム、鉛、亜鉛、金、銀及び銅の精鍊業(金及び銀の濕式精鍊を除く)
- ▲炭鑛業(年産五萬噸未満のものを除く) ▲毛織物製造業(手織機によるものを除く)
- ▲綿絲紡績業 ▲綿織物製造業(手織機によるものを除く) ▲麻製綿業(年産五十噸以上のもの)

▲製粉業（日産能力五百袋以上のもの）▲麥酒製造業▲製糖業▲パルプ製造業▲煙草製造業（紙巻煙草年一千万本以上の生産をなすもの）▲曹達製造業（天然曹達の精製業を除く）▲肥料（硫酸アムモニウム、硝酸アムモニウム、過燐酸石灰及び石灰窒素）製造業▲油房業（抽出式のもの及び壓搾器十五臺以上を具ふるもの）▲セメント製造業▲燐寸製造業

第二條 重要産業統制法中主管部大臣と稱するは兵器製造業および航空機製造業については實業部大臣（蒙政部管内に在りては蒙政部大臣）および軍政部大臣液體燃料製造業および燐寸製造業については實業部大臣（蒙政部管内に在りては蒙政部大臣）および財政部大臣としその他の産業については實業部大臣（蒙政部管内に在りては蒙政部大臣）とす

第三條 實業部大臣（蒙政部管内に在りては蒙政部大臣）は兵器製造業につき重要産業統制法第四條の規定により報告を徴しまたは検査を爲さんとするときは豫め軍政部大臣に協議すべし

附 則

本令は重要産業統制法施行の日より之を施行す

統制法公布と同時に、滿洲國實業部から左の如き註釋的聲明書が發表された。

實業部聲明

「滿洲國の産業開發は日滿一體の原則に則り日滿各自の個別經濟に偏せず日滿全體經濟

を確立し、以て外に對しては廣義國防力の増強を計り、内に向つては國民經濟の安定向上を期することを以て終局の目的とする。従つて開發せらるべき産業の種類は適地適應主義に従ひて採擇調整せらるゝことを要するのみならず、これが開發建設の方途に至つても眞に日滿を通ずる全體經濟の確立強化の上に最も有効適切であることを必要とする。今回制定を見たる重要産業統制法も其の對象とする範圍は工業及び鑛業の兩部門に限定し、兩部門の範圍においても産業建設の現勢に鑑み國家が特に重要と認むる種類を局限してその所屬企業を規律せんとするものであつて、兩部門における爾餘の産業種類については、例へば鑛業法、電氣事業法等の如き他の特別の法令により規律せらるゝ部分を除き、その開發建設は全くこれを企業者の自發的努力に委ねその充分なる成果を期待せんとするものである。本法の適用を受くる産業種類として指定せられたるものは國防産業若くは基礎産業として、または滿洲國經濟の特質もしくは經濟建設の現狀に則し重要なる意義を有するものであつて、各指定産業に對し本法を如何に適用すべきかは畢

竟各種産業に關する具體的政策の如何により左右せられ固よりその軌を一にせぬが、指定産業を大別しこれが對策の基本的方針を述ぶるならば

一、國防上緊要なる産業または國民經濟上必要なる基礎産業については概ね一産業一企業の原則により、または少くとも少數強力企業の育成を旨とし特殊企業として政府の特別指導監督の下に當該産業の確立を計る

二、國內主要原始生産物の重要加工工業については當該原始産業との適正なる調整を保たしむると共に企業の改善整備を促す

三、設備過剰の情勢に在る重要産業に就ては消費者の利害を考慮しつゝ企業間に需給調整上適當なる協調を保たしめ安定を計る

以上大別したるところを通じて日本における既存産業に該當する重要産業に就ては彼此協調提携せしむるとともに、企業の適地移動乃至發達に支障なからしむることを期せんとする。なほ國防及び基礎産業については概ね既に特殊會社制度が樹立せられ國家の

特別なる指導監督に服すべきことが規定せられてゐるが、之等の規定は當該特殊企業を對象とするに止まり同一産業に屬する他の企業に對する統制は全然重要産業統制法に委ねられてゐる。しかしして重要産業統制法における一般企業の指導監督は専ら企業活動の對外的關係に限定せられ特殊會社の場合の如く企業の内部的關係即ちその組織構成および企業財政等の指導監督に亘らぬ。今や經濟建設第二期に入り内外の情勢ますます緊迫し可及的速かに日滿全體經濟を確立し、以て廣義國防力の増強、國民生活の充實安固を圖る要喫緊なる痛感せしめつゝあるに際し本制度が官民の公器として生れ、産業建設に精進すべき道標として樹立せられたことは極めて重大なる意義を有するものでなければならぬ。こゝに新制度公布に際し聊かその本義とするところを説示し、併せて制度本來の趣旨とするところを具體化するに萬遺憾なきことを期待し要望して止まぬ次第である

統制法の内容、意義は、上記の實業部聲明で大體明かではあるが、官廳聲明の常態と

して不必要な修飾的文句も多く、他方では必要な點で説明されてゐるところもあるように思ふ。よつて、以下、實業部聲明とは別の角度から統制法を觀察し、その意義を註釋的に解説することにする。

(一) 産業統制に法的根據を與へたこと 従來の建設綱要は、統制の基本方向を指示しただけで、頗る漠然たるものであり、特許事業、許可事業、自由事業の區別は示されてゐたが、實際問題としては、統制の限度、内容等につき多くの疑義があり、これが内地資本の進出を躊躇させてゐたことは前言した通りである。

これを具體的な實例でいへば、パルプ事業は今まで自由事業の範圍に屬してゐたものであるが、パルプ合同や生産數量の點などで當局から嚴重な干渉を蒙り、事業計畫に豫想外の手違ひを發生したといふような事實もある。その上特許事業、許可事業等の統制事業についても、統制の方法、限界に關して何等の明記なく、行政的な自由裁量で、當局の意のままの統制を加へるといふ事情であつた。事業計畫の立案、實行者としてはこれは重大な

不安でなければならぬ。

統制法は、この行政的裁量に委されてゐる不安を一掃し、統制の方法について法的根據を與へたものだ。もとより、不安が悉く解消したわけではないが、とも角統制法第二條以下第七條の明示するところにより、統制の方法に關しては大體明白な限界が劃されたわけである。

(二) 國防的産業が主體 既存の特許會社、準特許會社制によつて統制される産業、および統制法において統制産業として指定された重要産業の大多數は新興の國防産業で、試みに指定統制産業を分類すると左のようになる。

(イ) 國防または基礎産業 (六) 兵器、航空機、自動車、液體燃料、製鋼及びその他金屬製錬業、炭礦

(ロ) 纖維工業 (四) 毛織物、綿糸紡績、麻製綿、麻紡績、

(ハ) 食料品工業 (四) 製粉、麥酒、製糖、油房

- (三) 化學工業 (四) ソーダ、肥料、パルプ、マッチ
- (ホ) 窯業 (一) セメント
- (ハ) 嗜好品工業 (一) 煙草

即ち分類の第一は直接の國防産業に屬することはいふまでもなく二類以下のものでも、準國防産業に屬するものが多く、通常の平和産業と見るべきものは極めて少數だ。この意味は絮言するまでもないであらう。日本經濟に對する準戰體制方針が、そのまゝ滿洲經濟の建設に對しても、根本原理として適用されてゐるのである。

別の言葉でいへば、國防産業を第一次的に、また統制的に、強力に發達させるといふのが統制法の重要使命の一つなのである。統制に當つての行政的自由裁量を制限したことは、從來逡巡してゐた自由産業を勃興させるようにも見えるが、それは統制法が直接に意識的に目的としてゐるところではない。

(三) 日滿經濟調整主義の強調 建國當初の建設綱要にも、日滿ブロック經濟方針は聲明

されてゐるが、統制法施行のための實業部聲明には、さらにこれが強く主張されてゐる。過去においては、經濟建設はプランをたてただけであるか、またはやつと各重要産業開發の緒についたに過ぎなかつたから、たゞ漠然たる日滿調整の方針だけを聲明するだけでもよかつたのである。しかし、今年度以後はいはゆる滿洲産業五ヶ年計畫が實行に移され、一般新興事業の大多數も本格的活動を開始しようとする時代になつた。漫然たる滿洲産業の開發では、日本經濟と摩擦を生ずる恐れも少くない。日滿調整主義は、具體的な方針、方法を決定しなければならぬ時期にさし迫つた。

經濟共同委員會の設置や、新しい統制法の制定は、この目的に副ふことを期待してゐるのである。

(四) 積極的産業開發が目的 統制法は形式的に見れば、日本にすでに實行されてゐる重要産業統制法と酷似してゐる。だが、實質的には兩者の間には根本的な差違があるのである。

日本の舊統制法は明瞭な獨占助成、保護法であり、改正法といへども、若干公益擁護の色彩を加味してはゐるが、實體は舊法と大差ない。つまり、爛熟産業を競争の不安から保護し、獨占利潤を確保してやるといふのが、日本の統制法の根本使命である。

だが、滿洲國の重要産業は悉くこれから發展しようといふのだから、日本の統制法の如き使命、意味のないことは自明的である。形式的に見れば、兩國の統制法ともに、獨占保護であり、特に滿洲國統制法は一産業一會社主義を理想としてゐるほどで、獨占保護の色彩は甚だしく強い。しかし、その獨占保護は、それによつて國防および基礎産業を急速に發展せしめ自由競争のための不安定を、豫め防止するといふことを目的としてゐるものである。

(註) 滿洲五ヶ年計畫は最近支那新政權の發展および時局の急變によつて修正を加へる必要が生じ特に重工業部門において大修正を施すことになつたといはれる。東京朝日新聞の新京通信は右に關し次のやうに報導してゐる。

修正案はその重點を重工業資源たる鐵、石炭、電力、液體燃料、自動車、航空機等に置き、その他の資源開發、農業、交通兩部門等從來の五ヶ年計畫全般に互り、何れもその開發目標の數量は著るしく増大され、四年後に於ける増産目標とするところは大體次の如きものである。

- 一、重工業部門 鉄鐵五百萬トン、鋼塊三百五十萬トン、鋼材二百萬トン、石炭八百萬トン、電力二百六十萬キロ(水力、火力略々同様)、液體燃料二百萬トン、パルプ四十萬トン、鹽百萬トン、産金三億圓(四年を通じ)
- 二、農業部門 差當り本年度の目標として、米四十萬トン、小麥百三十五萬トン、大麥十八萬トン、大豆四百五十萬トン、粟三百五十萬トン、高粱四百五十萬トン、王蜀黍二百三十萬トン、甜菜二十一萬トン

また資金計畫に於いて所要資金は大體五十億と見られ、大體日滿兩國内に於て調達されるが、所謂外資による特殊設備資材の調達も考へられてをり、これ等は滿洲の外資導入に期待すると共に貿易協定や爲替協定によつて大部分解決されると豫想されてゐる、しかし

右資金の中には目下検討中の交通部門擴張計畫資金及び物價騰貴による單價の昂騰等は全然見込まれて居ないので實際必要の資金としては約七十億圓近くに上るものと見られてゐる。

而して滿洲國においては、右計畫の遂行に當り官僚獨善を排し廣く民間一帯より協力を求め開發方針、技術その他修正計畫の實現に必要な事項の審議研究を行ふため新たに産業企業委員會を設け、政府や特殊會社をはじめ民間の有能者を委員となし、滿洲産業開發の頭腦となすこととなつた、企業會議は分科委員會制度を採り目下豫想されて居る分科委員會は産業開發委員會、物價對策委員會、爲替對策委員會、貿易統制委員會、總動員委員會等である。(以上修正案内容)

(ロ) 特殊會社 滿洲國計畫經濟の實行機關となるのが、前言したやうに特殊會社と稱する獨占會社である。即ち、國防上の重要産業、公共、公益的事業、および基礎産業の大多數を指定し、その各々に對して特殊會社を設立させ、この會社の經營内容その他について

は滿洲國政府が強力な統制權をおよぼすといふ制度である。つまり會社に對する強固な監督權を政府が掌握することによつて、計畫的開發の實を擧げようといふ趣旨なのだ。もちろん、その反面において特殊會社に對しては國家から多くの保護が與へられ、法的に獨占會社とするわけではないが、事實上は重要産業の大部分に關して一産業一會社主義の統制體制を實現することを期待してゐるのである。

以上の方針に基いて、今日までに設立された特殊會社は、次のような十數會社がある。

特殊會社 (資金單位千圓)

社名	設立	公稱資本	拂込
滿洲中央銀行	七年六月	三〇、〇〇〇	一五、〇〇〇
滿洲中央銀行法による銀行業			
滿洲電信電話株式會社	八年八月	五〇、〇〇〇	二九、三七五
日滿合辦、電信、通信事業及び一般放送事業を獨占經營			
同和自動車株式會社	九年三月	六、二〇〇	三、二〇〇

日滿合辦、自動車の製造、組立、修理、販賣業(日産に移讓)
 滿洲石油株式會社 九年三月 五、〇〇〇 全額
 日滿合辦、石油の採掘、精製販賣の獨占經營
 滿洲炭礦株式會社 九年五月 一六、〇〇〇 全額
 日滿合辦、石炭の採掘販賣及び炭鑛業に投資、炭鑛業の統制會社(日産に移讓)
 滿洲採金株式會社 九年五月 一二、〇〇〇 四、六二五
 國有鑛區の砂金及び金鑛採掘、産金業者への融資、産金事業の經營委託及び受託、金の賣買等、採金業の統制會社(日産に移讓)
 滿洲棉花股份公司 九年四月 二、〇〇〇 五〇
 滿洲國特殊法人、棉花の栽培、買入、種子販賣、棉花資金、必要品の供給
 滿洲鑛業開發會社 十年八月 五、〇〇〇 三、〇〇〇
 日滿合辦、鑛業權の取得と租鑛權の設定、各種精鍊及び鑛業融資、一般鑛業の統制會社
 滿洲〇〇販賣株式會社 十年十一月 五〇〇 二七〇
 日滿合辦、〇〇及び原料、材料の販賣
 滿洲拓殖株式會社 十一年一月 一五、〇〇〇 九、〇〇〇
 日滿合辦、日本人移住用土地の取得管理、分讓、資金供給

滿洲林業株式會社 十一年二月 五、〇〇〇 五〇〇
 日滿合辦、國有林區の伐木及び販賣
 奉天造兵所 七年十月 四六、〇〇〇 全額
 兵器工業の統制會社
 滿洲計器 九年五月 三、〇〇〇 半額
 度量衡計器の生産及び統制會社
 滿洲鹽業 十一年五月
 日滿合辦、製鹽事業の開發經營
 滿洲輕金屬製造 十一年五月 二五、〇〇〇 六二、五〇
 日滿合辦、アルミニウムの製造および統制
 滿洲興業銀行 十一年十二月 三〇、〇〇〇 一五、〇〇〇
 産業資金の供給(日産に移讓)
 滿洲生命保險 十一年十月 三、〇〇〇 一、五〇〇
 生命保險業の經營及び統制

準特殊會社

滿洲化學工業	八年五月	二五、〇〇〇	一八、七五〇
硫安その他の化學工業			
昭和製鋼所	八年五月	一〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇
鐵鋼製造の中心會社(日産に移讓)			
本溪湖煤鐵	十年九月	一〇、〇〇〇	全額
銑鐵供給			
滿洲曹達	十一年六月	八、〇〇〇	半額
アンニニア曹達の製造			
滿洲拓殖	十一年九月	一五、〇〇〇	九、〇〇〇
滿蒙農業移民助成			
滿洲航空	七年八月	八、〇〇〇	全額
滿洲空輸事業の獨占經營			
滿洲電氣供給事業の獨占經營	九年十一月	九〇、〇〇〇	全額

奉天工業土地	十年三月	五、五〇〇	全額
奉天市における工業地帯の建設			
日滿商事	十一年十月	一〇、〇〇〇	六、〇〇〇
滿洲輸出の統制會社			

(ハ) 滿洲産業五ヶ年計畫の具體的内容 産業開發五ヶ年計畫の具體的内容は、鑛業、工業、農業、畜産、交通の各部門に亘つて、昭和十一年末詳細に發表された。(エコノミスト十二年七月三十一日號より引用)

鑛業及工業

(一) 鐵	鋼	目標	現在生産力	増産資金
鑛	鐵	二、二五〇	五八〇	八八、五〇〇
鐵	鐵	二、四〇〇	八五〇	一〇八、五〇〇
鑛	石	六、六〇〇	二、七〇〇	三一、四四〇
計				二二八、四四〇

クツロブ『京三』の下済經畫計 章五第

(15) 自動車	四、〇〇〇		二二〇、〇〇〇
(14) 畜肉加工	五〇		七、〇〇〇
(13) 鉛	一二四	三三	四、八〇〇
(12) 石綿	五千トン		五〇〇
(11) 曹達灰	七二千トン	三六千トン	四、〇〇〇
(10) 採金	二二〇、〇〇〇千圓		五〇、〇〇〇
(9) 鹽	八七五	二七五	一五、七五〇
(8) パルプ	一二〇千トン	六〇千トン	一五、〇〇〇
(7) マグネシウム	二〇〇		五六〇
(6) アルミニウム	二〇、〇〇〇		三八、〇〇〇
(5) 車輛(機關車、客車、貨車)	一、二〇〇	四二〇	二二四、五〇〇
(4) 電力	三五〇千キロワット	四二〇	二七、八一三
計	八五〇	四二〇	一五〇、〇二〇

論濟經畫計本日 報中

(2) 液體燃料	七三、〇〇〇
石炭液化	一〇〇、〇〇〇
撫順	五〇、〇〇〇
阜新	一八、〇〇〇
舒蘭	二二一、六〇〇
四平街	三六、九〇〇
小計	四五、〇〇〇
シエール・オイル	八一、九〇〇
撫順	一三、〇〇〇
三姓	三一七、三〇〇
小計	一四〇、一一〇
酒精	九、九〇〇
計(液體燃料)	一一、七〇〇
(3) 石炭	二四、六〇〇
褐炭	九〇〇

豚	五、二五七	五、〇〇〇	一、一八五
獸皮	一九二 <small>千トン</small>	一一四 <small>千トン</small>	—
畜産開發基本施設	—	二一、九〇〇	—
合計	—	四三、七五四	七、五〇〇
總果計	—	—	一、三五三、三六七

交通關係費

交通關係費

十億圓

右總計

廿三億五千三百萬圓

(二) 日支計畫經濟の前途 處女地を開拓する滿洲經濟でさへも、その計畫經濟の具體策が確立したのは新國家成立から五年の後である。北中支は前言したやうに外國權益の錯綜その他の事情により、到底滿洲國流の計畫性を有たせることは出來ない。しかし三京プロツク經濟の圓滑な發展のためには、少くとも重要産業部門に對しては、その開發に計畫性をもたせなければならぬ。日滿經濟協議會を粉本として最近成立した日華經濟協議會

(會長王克敏氏、副會長平生飢三郎氏)は、その最高方針を決定することを使命とする機關である。先に説明した北支の最重要資源たる鐵、石炭、棉花、鹽等に對しては、早晚その開發につき具體的な計畫が確立されるものと豫想する。

後編

計畫經濟化と支配機構

第一章 計畫經濟と官僚

一 産業支配者としての官僚と資本家

國家權力を直接の基礎とする戦時、戦後の高度統制經濟——または資本主義的計畫經濟の指導者、支配者は官僚である。但し次に述べるやうに、現在の官僚の機構・素質はそれに対して甚だしく欠けるところが多い。端的にいへば今の役人の技能では、到底計畫經濟の指導者として満足にその職務を遂行することは出来ないものである。その缺陷を補ふためには、何よりもまづ官僚の機構と素質を大々的に改革しなければならぬ。近衛内閣が成立以來、對内革新政策中の最大項目の一として考慮しつつある官吏制度改革案は、この意味において極めて重大な意義を有するものなのだ。しかし形式的な官吏制度改革は出來て

も、その内容——官僚の素質を根本的に叩き直すのは一朝一夕では勿論達成出来ない。そこで急場凌ぎに、この官僚の缺陷補正の役割を果してゐるのが、資本家または民間「有識経験者」のある程度の行政機能参畫なのである。多數の國家委員會、調査會、審議會の委員、または官廳の顧問、參與等の名稱で民間資本家が國家の經濟行政に重大な發言を爲してゐるのがそれである。

かういふ民間智識、技能の國家行政機構への吸収は勿論舊い時代からあつた。だがその範圍は狭く、その意義も單なる政府または、主務大臣の諮問機關として形式的に存在したものが大部分であり、しばしば時の政府の單純な體裁繕ひの目的で、裝飾的に存置されたものも少くなかつたのである。現在の民間経験者——主として有力資本家——の國家行政参畫も、もとよりかういふ舊式な形式的なものが無いわけではない。けれどもその大多數は眞實の意味で國家の經濟行政に参畫してゐるのである。日本經濟が過去の自由主義基調から統制經濟時代に進み、更に計畫經濟時代に進展した、この内容的變質が資本家の行政

機構参畫においても、形式的な裝飾物から實質的な必要物に變化させたのだ。無論それは、官僚機構の缺陷を補正するといふ意味の他に、役人の獨善的な統制支配の強化に對して、資本の利益を代表して、これに掣肘を加へるといふ意味のあることも注意すべきであるが、それは何れにしても、今後の計畫經濟化の時代において、經濟支配機構の主體となるのは官僚であり、それを補佐または牽制するのが資本家であるといふのが問題の中心である。以上の觀點から、まづ産業支配者としての官僚について批評を加へることとする。

二 官僚職務の變質

何よりも先づ、高度統制經濟時代に入つて、官僚の職務に一大變質を來たしてゐる事實に、強く注意を喚起したいと思ふ。勿論、こゝに對象とする官僚は、司法官や文教科關係の役人を除いた、主として産業行政の擔當者たる官僚であるが、彼等には今舊い役人根性を棄て、新しい見識と技能と組織とをもつて計畫經濟の指導者となることが要求されてゐる。

るのである。

過去の官僚の産業に對する主要な職務は、簡単にいへば消極的な監督者であつた。官僚自身が一般産業に對して強力な支配権を持ち、指導者となることは、原則として排斥せられた。それは日本の産業界がなほ膨脹發展期にあり獨占資本主義はまだ完成されずにもたため、膨脹期資本主義の原則である自由放任主義が強く要求され、官僚の干渉や出過ぎた監督は害あればとて、益にはならなかつたからである。官僚はたゞ控へ目に、監督者としての権力を握つてゐるだけで事が済んだ。この時代の官僚の役目としては下級役人は産業界の状況調査と資料と統計の作製と、民間から提出された書類のアラ探しと認可までになるべく手間を取らせることが主であり、高級役人は官判を押すことと、下僚に命じて各種の立法原案を作ることとらゐるものであつた。もし、産業界に何らかの統制の必要があつたとすれば、民間業者の自治協定に任せておいて十分であつた。

この状態が現在の官僚を全體として、積極的な産業行政の擔當者として、甚だしい無能

力者たらしめてゐるのである。非能率極まる事務のとり方が、一口に役人仕事といはれ、どうでもよい末節の事柄に拘泥するのを役人根性と稱されてゐるゆゑんだ。

ところが最近における産業界の事態は、かやうな舊式官僚に脱皮蟬脱することを要求するに至つた。官僚をして産業統制の主體指導者として過去の消極的な事なかれ主義から一轉して、積極的に機能することを期待してゐるのである。換言すれば、日本資本主義の變質がその當然の結果として、官僚の變質を要求することになつたのだ。

三 獨占資本主義と官僚陣

日本資本主義の變質とは、すでに詳説したやうに自由競争時代（資本主義膨脹期）から獨占資本主義時代に推移したことだ。この事實を更めて論證するのは全く無用のことであらう。たゞ念のために年代だけをいへば、大體において、昭和時代に至つて産業界の殆んど全領域にわたつて、獨占化の傾向が強くなつた。特に昭和の後半期において、獨占は質

的にも量的にも、飛躍的に強化された。

獨占資本主義の成立は、二つの意味において、國家の（官僚の）統制乗り出しを必要とするに至つた。獨占資本の横暴を抑制し、公益、特に消費者利益を擁護するために國家權力による統制の必要を生ずるに至つたことが、その第一の理由である。

第二は、軍事的見地から發足した統制だ。昭和七年以後の、いはゆる準戰體制以來の統制政策の大部分は、多かれ少かれ國防的統制の要素を含んでゐると見てよいものである。更に日支戦争は、國防産業中心の計畫經濟化時代に進展させた。

かやうな獨占資本主義成立に對應する統制強化の要望は、當然に官僚陣にも反應を與へた。その具體的事實としては、たとへば幾多の統制立法の出現を擧げることが出来る。

電氣事業法（昭和六年改正）産業統制法（昭和六年成立、昭和十一年改正續行）工業組合法（大正十四年成立、昭和六、八年改正）製鐵統制法（日本製鐵株式會社法、昭和八年成立）石油事業法（昭和九年成立）自動車業法（昭和十一年成立）肥料統制法（昭和十一年

成立）などは、過去においては全く類の無かつた經濟的統制を主體とした法律である。

さらに、産業合理局（昭和五年成立）産業統制委員會（昭和六年成立）電氣委員會、石油委員會など、官僚を中心とした多數の、統制を主たる機能とする官設委員會の出現も、官僚陣に對する反應具體化の他の事例である。前にも一言したが、統制大臣といはれた大臣中島久萬吉の日本計畫經濟論は、官僚をして統制指導者としての新しい職分を自覺させた一の著例として擧げることが出来る。

四 官僚機構の改善問題

さて、かやうに善悪は別問題として、經濟界の情勢は統制強化を必至ならしめ、それに対応して、不十分ながらも多數の統制立法が成立し、幾つかの統制機關も出現した。だがその法律機關の運用者であり、統制行政の擔當者である官僚を見ると、こゝに重大な缺陷の伏在が發見されたのである。

何より官僚が全體として、産業界の實情について無知識であり、従つて統制主體として無能力者であることが、致命的缺陷として認められる。況や高度の有機體ともいふべき計經經濟の指導者、支配者としては全く頼りにならない、といつてもよい程である。彼等の現狀程度の産業知識をもつてしては、普通の消極的な監督者としての處分を果すだけが精一杯といふところなのだ。筆者がたゞ漫然と役人を罵倒するのではないことを示すために、次に一、二の實例を述べてみたい。

昭和九年末、セメント業に對して産業統制法がはじめて發動されたときのことだ。セメント界の混亂はその一年前から極致に達し統制法發動によつて收拾するより他に策のないことは、すべての者に認められてゐた。そしてセメント聯合會は、統制委員會および商工省に對して、統制法の急速發動を望んだのであるが、例の事なかれ主義の役人氣質で、當局はこの問題を取り上げることすら少くから躊躇した。ウヤマヤの小田原評定を繰返すと半年におよんで、やつと統制法發動となつたものである。

統制法の一半たる公益擁護規定の運用についても、甚だ不満足な成績を残してゐる。公益擁護のために統制法が發動されたのは、セメント業に對して從屬的に發動されただけで、獨立に發動した事例は一つもない。だが、多數の獨占商品の暴利的な價格政策に對して、發動の要望された機會は多數にあつたのだ。しかし、官僚は自分の見識と技能に自信が無いので、下手に手を出してヘマをやるより、まア／＼といふことになつてしまつたのである。單に洋紙や麥酒資本家に對し、漠然とした「警告」を發しただけである。改正統制法は形式上は公益擁護規定を相當に擴充してゐるやうにも見られるが、實際の運用者たる役人が、今のやうな状態では恐らく舊統制法時代に於けると同様、死文として塵に埋れることにならうと想像する。現下の戦時非常統制の運用は、曲りなりにもどうにかやつてゐる。しかしこれは、戦争下では相當無理な役人統制もやむを得ないと一般が觀念してゐること、國民全體が出来るだけ政府に協力しようとする心が強いために、大した破綻もなくやつて行けるのだ。しかしこの状態で平常時やつて行けると考へたら大間違であ

る。特に貿易統制など、役人の無理解、無知識には當業者は呆れてゐるのだが、戦時なるが故にそれも我慢してゐるといふ状態なのである。

改正電氣事業法の運用なども、統制者としての官僚の無能を示す一例だ。法律そのものはかなり徹底した統制権能を官僚に附與してゐるのである。だが、役人はこの法律の運用によつて電力統制に満足な効果を擧げるほどの自信がない。役人の立案といへば、何ごとによらず豫算の要求と國營、國有案だが、これは彼らが職場を擴げたいといふ慾心と統制者として効果的な成績を擧げる自信と、そして實際にその能力に乏しいことゝが、主要なる原因となつてゐるものと考へられる。

電力國家管理は豊富・低廉供給といふ看板の下に、いはゆる革新勢力の強力をバックとして無理矢理に成立させた。しかし政府の數字的根據に關する説明は何人も納得してゐない。

このことは、必ずしも役人の不勉強だけが原因であるとは思はれない。官僚の組織、機構そのものに缺陷があることが、むしろ根本原因だと認められる。

しからば官僚機構の缺陷とは何か。一言でいへば、役人制度が技術官は別として、普通の文官にあつては専門家の養成を不可能とするやうな組織になつてゐることである。役人が一つの職場に長く止まつてゐては専門的な知識、技能の習得は出来るが、官僚としての出世は出来ない。だから能吏といはれる人ほど、各課、各局、或は各地方を轉々として泳ぎ廻らなければならぬ、恐らく現在の各省の局長で、普通の出世テンポで進んできた人は、平均して三年に一度くらゐづつ、その職場を變更してゐるものと思はれる。床屋や大工でさへ、どうにか一人前になるまでには、少くとも五年の年期を入れることが必要なのだ。役人の仕事は床屋よりやさしいものだといふわけでもあるまい。

眞實の専門技能、見識を有つてゐるのは、役人としては終生ウダツの上る希望のない囮託の人々にむしろ多い。しかし彼等には役人としての權能は與へられてゐないから、所詮縁の下力持ちだ。

役人の専門家となること不可能な事情は、たとへば末弘殿太郎氏なども官僚機構の最大缺陷として従来しばしば指摘してゐるところである。その他、役人の素質改善のためには、文官任用令などにも、根本的改正を施す必要があるやうに思ふ。

筆者は、經濟統制の主體、指導者として、官僚が最適任者であると信ずる。それは彼等が比較的超階級的な立場にをり、國民經濟の全體的見地からものごとを判断し、處置する地位をもつてゐるからである。が、そのためには官僚の素質が改善されなければならない。それは官僚機構の改組を必要條件とする。

現在では、統制立法、統制機關が相當に整備し、ある程度まで騰立は出来てゐる。たゞ運用者たる官僚に能力がないため統制法は死文となり、統制機關は廢屋となつてゐるものが多いのだ。實際問題としては官僚はその乏しい知見と能力とを補ふために、各種の統制委員會には民間委員を入れて智慧を借りることにしてゐる。統制上の問題について民間の専門家の發言を徴することは原則として良いことだ。だが、指導者は官僚でなければいけ

ない。しかも實際は、指導者たるべく餘りに實力不足なのである。

五 近衛内閣による役人改造

近衛内閣が企圖してゐる官吏制度改革は、戰時經濟の本質的變化に應じて當然實現されなければならない問題である。そして役人改造の意義は、一般の人々が考へてゐる以上に重大なことなのだ。こゝに吾々にとつて大いに興味あることは、現在の軍部がやはり官僚の機構と素質に重大缺陷あることを認め、その改革に甚だ熱心な態度を示すやうになつて来たことである。國防經濟の急速充實を念願する軍部當局としては、今の官僚のグウタラ振りを見ては安心出来なくなつたのであらう。その改革要求はかなり深刻なところに来て發展してゐるらしい。その一部分の消息はすでに新聞紙上などにも断片的に報導されてゐる。官僚は今まで、その獨善的ないはゆる革新政策を、軍部の支持を頼みにして強行した傾向が強かつた。——例へば電力國家管理など、その官僚陣がいま軍部方面から根本的改

革を要求されるに至つたといふのは、大變皮肉な現象だが、しかし事柄それ自身はまことに結構なことである。

近衛内閣の目論む官吏制度改革案は、しばしば世間に傳へられたが、結局根本的改革にははるかに距離のある當座の糊塗的改革に止まる模様である。即ち、

- 一、文官身分保障令の改正
- 一、勅任官、奏任官の自由任用、銓考任用の範圍を廣くし人民の人材を登用する
- 一、技術官吏の待遇向上

一、高文試験の改正——法科萬能主義を改め、特に團體觀念の明徴に重きをおく、等々。日支戦争を轉機として進展する日本經濟の質的變化に對し、役人素質の最大缺陷の一は現在の役人の殆んど全部が、法律偏重の教育を受けたものであるといふ點である。根本觀念が法律萬能主義で築き上げられ、凡ての物の見方、考へ方が法律的頭腦でやつてゐるのだから、有機的な高度統制經濟時代の指導者としては凡そ不適當なのである。この根本觀

念は、役人になつて後、生きた經濟の實情を多少勉強した位では到底補正出來ない。しかも實際においては、地位の保障に安心して役人位不勉強な人間は無いと來てゐるのだから、いよいよもつて困りものなのだ。官吏制度改革の項目として、法科萬能主義の改正を取上げたのは、狙ひ所としては勿論大變よいことである。しかしその改正具體策として高文試験科目に經濟原論や日本歴史など二、三科目を付け加へるといふ程度で、果して幾何の効果があるものか、恐らく單なる形式的改革以外には、何らの實質的意義もないものと思ふ。

役人機構の根本的缺陷は、すでに論じたやうに凡ゆる官廳部門に亘つて腰かけ主義で一貫してゐるといふことである。

例へば大藏省の役人でいへば、昨日まで專賣局で煙草屋を支配してゐた役人が率然として外國爲替管理の職につき、二、三年も経つてどうにか國際經濟の實情が理解出來るやうになつた頃、銀行局へ轉任してしまふといふのでは、計畫經濟運營の指導者どころの騒ぎ

では無いのである。役人機構の改革としては、この腰かけ主義の廢止こそ何よりも急務なのである。(なほこの問題については次章三を参照)

第二章 役人論

一 役人と權力濫用

われ／＼民衆の立場から、役人に對し、まづ第一にモノをいひたいのは、權力濫用の問題である。役人といつても、その範圍は廣く、下級小役人、中級役人、高級役人と一應分類すると、階級別に從ひ、權力濫用の仕方にも、當然差違がある。

まづ、直接に民衆と接觸する下級役人について見ると、その取締り、統制のやり方は、本來國家が希望し、豫定してゐるものよりも、甚だ多くの場合において、度を超えるのではないかと思ふ。

一體、強大な權力——役人のもつ國家權力は最強最大のものだ——を、振り廻はすと

いふことは、振り廻はす御當人の身になると、満悦限りのないものであるらしい。そこで保身のためといふ他に、この満悦感からも、とかく役人の権力濫用の傾向が発生し易いのだ。役人のうちでも、例へば商工省の役人などは、なか／＼いふことを聞かない資本家共を相手にしてゐるから、お上の威光の限度について、自ら反省する機会にも恵まれてゐるが、特殊場所に立て籠つてゐる文部省などになると、反省をせられる機会がない。文部省の支配に屬する教員——大學の教師を含めて——は、上司に對して温恭従順なること他に比類がないが——もちろん、それが悪いといふのではない——、かうして權力による支配の優越感を百パーセントに満喫してゐるこの省の役人は、いつしか病膏肓に入り、不必要なところへまでも、支配慾、統制慾を發揮させたくなるのである。そこでたとへば、學生野球にまで統制権をおつかぶせるやうなことになるのだ。そして自らは統制繩張りの争ひから、局長同士が喧嘩するといふやうな、不統制を暴露する始末である。

下級役人の問題は、何だか新聞の讀者欄の投書で、ケチな苦情を並べてゐるやうな気がするから、私もあまり多くのことをいふのはやめにしよう。

高級役人のやる國家權力の濫用は、その發現形態が全然別個のものである。一口でいへば、官僚の秘密獨善主義といはれるものがそれだ。

役人の必要以上の秘密主義の根性は、治すべからざるものであるらしい。私自身の経験を語ることを許されるならば、内務省社會局の某中堅役人を訪ねたときのことである。ある労働統計を貰ひに行つたのであるが、それは大して重要なものでも、また秘密を要する性質のものでもなく、少しく計算の面倒を忍べば、自分でも作れるやうなタワイのない數字の羅列であつた。だが、某氏は、頑として私の希望に應じない。未發表の秘密文書は渡せないといふのだ。私が、秘密でも何でもないゆゑんを説明すると、新聞記者の役に立てるために、統計を作つてゐるのではない、といふ返事であつた。これでは匙を投げるよりほかに仕方がない。あゝいふことをいふ役人は、どんな人であらうかと、少なからず興

味を覺えたので、歸つてから職員録を繰つたら、高等官四等のお役人であつた。

日支事變が、日本の産業體制に劃期的な變革を與へ、將來は統制強化から進んで、むしろ計畫經濟時代に轉入する情勢にあるといふことは、すでに度々の機會に論じたところであるが、かうして國家が、從來の自由主義政策を原則としてゐた時代とは比較にならぬほど、強力に、頻繁に、産業に對して、従つて一般民衆の經濟生活に對して、直接に干渉を試みるやうになることは必至の情勢にある。この場合、經濟立法、經濟政策の立案發動について役人得意の秘密獨善主義を取られては堪まらない。裏に何か潜んでゐるのなら正直にブチまけて、民衆の批判を仰いだら宜からうと思ふ。

形式的にいへば、役人がこしらへる各種の法案は、議會にだけ提出すればよいので、その以前に、民衆に知らせる必要はない。資本家に重大な關係を有つ労働社會立法の原案などは、議會シーズンよりすつと前に資本家階級に内示するのが慣例となつてゐるようだが、

役人からいへば、これは好意的措置なのであらう。労働や社會立法の他の問題でも、もちろん、抜き打ち的に議會に提出されるものは少く、大概のものは、それ以前に、大體の内容が國民の前に提示される。だが、それは役人が好んで發表するのではない。政黨や資本家やあるひは報道機關にせがまれて、いや／＼ながらチビリ／＼と小出しに出すのが通例なのだ。だから大凡の内容は承知しても、はつきりしたことは、議會への提出を待たなければ不明だといふことになり、アテ推量で無用の紛議を醸し出すことになるのである。

だが私は、各種の法案は、特に民衆の經濟生活に密接な關係を有つ經濟法案などは、少くとも平常時には出来るだけ早く、具體的原案を國民に公表して、その批判を仰ぐやうに、政府が、役人が進んでなすべきことであると思ふ。それは、議會における討論審議をもとより全く無力なものだといふのではないが、職業政治家の空漠たる討論だけでは、利害の究明につき、甚だ頼りなく思ふからだ。議會の速記録を読めば誰でも解ることだが、議員と大臣の問答など、およそグウタラなもので、その大部分は無用問答なのだ。

國家が、積極的に、強力的に統制經濟に乗り出すといふことは、全然新しい現象で、過去の職業政治家の大多數の者には、それ等の問題を解決するに足る能力がない。これは、私の獨斷的暴論ではなく定論なのだ。議員がイキリ立つのは、例へば國體明徴問題といったやうな痛憤慷慨するにはもつてこいの題目だけである。そして、面倒な經濟法案などは、他の、議員から見れば重大な問題のために、頗るゾロツベいに取扱はれ、或は他の重大問題に關する政府と議會との妥協のために、握り潰されたり、不完全な内容のまゝで通過させられる、といふやうな事例が、過去においても甚だ多い。

議會の他における一般民衆の批評の方が、實質的にはむしろ有力なものが多いと思ふ。民衆の批評には、大臣の答辯は不必要だが、政府の當局者を反省せしめ、問題を合理的に解決するといふ眞實の批判の効力は、議會の討論などより遙かに大きい。議會の討論などは與黨と野黨の頭數で、政策法案の運命はあらかじめ極つてゐるので、多くの場合形式的なものだとさへもいはれるのだ。

二 役人の繩張主義

役人批評の第二の點は、繩張り主義だ。各省間で繩張り争が絶えずあるのは無論だが、同一省の各局間或は、同一局の各課内でさへ、ケチな職場争ひの例はザラにあるのだ。一つく取り上げてゐる邊はないが、たとへば内閣調査局が出来たとき調査局と各省間特に大藏省主計局との繩張り喧嘩なんか、その好適例の一つである。一體、國策の総合的調査立案といふことを使命とする内閣調査局の存在は、必要であり、合理的なものであることは異論がなかつた。——前の調査局、現企畫院がその使命に適當した機能を果たしてゐるか、どうかは別論だが、ところが、各省の役人から見ると、これが甚だ面白くないのだ。周知のように、それまで國策的な諸法案、諸政策は、各省の中堅役人が、それ／＼その擔任部門に應じて原案を作り、政府案として議會に提出してゐたものである。役人は、法律的にいへば行政事務の執行機關、行政職人で立法者ではないが政黨がヨタであるため、議

會が立法機關だといふのは單なる形式に過ぎず、實質的には役人が立法者をも兼ねてゐるのである。帝國議會開會以來、今日までに成立した數百の重要法律のうち、議會側から立案、提出されたのは僅かに一つ二つに過ぎない、といふことである。

それはとも角として、役人の作つた法案が、うまく成立すれば、かれの名は、多くの場合表面には出ぬけれども、ご當人としては満悦の至りであり、やがて出世の梯子段となることはいふまでもない。

ところが、重要國策の立案の大部分を調査局に分捕られることになる、出世の重要な緒の一つを失ふことになる。その上、調査局が主となつて立案するといへ、多くの知識は、やはり各省から貸してやらなければならぬのだから、各省の中堅役人としては、いはゞ縁の下の力持ちをやらされることになつたのだ。早い話が、電力國營案では、奥村喜和男一人が天下の人氣(?)を浚つてしまつた。本來ならば逓信省の役人が大いに賣り出すべきはずのところ、まことに氣の毒の感に堪へない。逓相頼母木が、國營案でコチ〜

となつてゐたから、逓信省の役人もやむを得ず調査局に力を貸して共同工作をやつたのであらうが、役人氣質の本性から考へて内心では大いに不平を抱いてゐたのであらうと思ふ。

だから、大體の情勢は、周知のやうに、調査局は各省から繼子扱ひを受けてゐたのだ。その上、政黨や資本家からは、調査局の小役人共ロクなことはいはんと、出來たての當初から白眼視されてゐた。最近まで資源局長官となつてゐたいはゆる新官僚の頭目格の一人松井春生などは『經濟參謀本部論』といふ本を公にし、職能代表制による議會論を主張し、現存政黨の排撃をやつたから——明らかにやつてゐるわけではないが——一層調査局に對する風當りは強くなつた。

これではいかんといふのでやり出したのが、調査局の擴張案である。特に狙つたのは、豫算査定の本城たる大藏省主計局の分捕りだ。調査局でいくら妙策を捻り出しても、主計局で豫算がない、といへばそれまであるから、主計局を調査局に移して豫算局を作れ、といふのが、調査局成立のそも〜の始めからの、かれ等の執念の的であつたのだ。それ

は企畫廳から企畫院に發展した現在でも、なほ根氣よく蒸し返されてゐる。役人の繩張り争ひも、かれ等仲間の喧嘩である間は、結局何とか片が付くから、まづよろしいが、その變形して現れる行政組織機構の改廢となると、直接、われ／＼民衆に影響するところ甚大であるから、黙してゐるわけには行かない。役人が、何かといふと機構改善論を擔ぎ出したがり、そして改善といつても縮小は殆んど絶無で、大抵の場合に擴大となることは、周知の通りである。私は、これを繩張り主義の一つの變形だと解釋する。つまり、役人といふものは自分の權限として與へられた仕事を、忠實に消極的に、手堅くやつてゐれば大體において宜しいので、法制的に定められた上役人からの命令は忠實にやるが、他の方面から指令され、權限内に侵入されることを甚だしく好まない。だから何ごとか、他の省と關係ある仕事となると、さつぱりうまく行かない。命令、指揮系統を確然とするために、まづ行政機構の改革が必要だ、といふことになるのだ。

近頃での具體的實例は、たとへば貿易行政機構の改革案がそれだ。貿易戰の激化につれ、在外各地の領事の經濟的活動の必要が一層強くなつた。だが、外務省の役人たる領事は商工省の命令なんかには頗る冷淡だ。そこで商工省は、外務省通商局の權限を大いに縮小し、貿易局を擴大して一大外局とし、通商政策、事務の大部分をこゝに集中すべきである、といふことを論じ出したのである。外務省の役人が、無論これを納得するはずがない。双方、あゝだ、かうだと押し問答して、日を暮らしてゐたものだ。ところで、その大貿易局案だが、早速、豫算一千九十九萬圓を必要とす、といふことを先づ切り出した。役人の量見では、仕事一割を増やすためには、豫算十割増し以下では、算盤が取れぬ、とでも思つてゐるらしい。貿易行政の實質的充實ならば、現在のまゝの貿易局でも、或は縮小して貿易課にしても、心がけさへその積りならば、いくらでも實現出来るのだ。だが、役人氣質では、大臣級の長官を推戴し、事務官、屬官、傭ひ、局課長を大増員しなければ不可ない、といふので

ある。
 貿易局ばかりを目的にしたようだが、機構擴大と豫算増額を眞先に擔ぎ出したがるといふ、役人獨特の悪癖は、どの省でも同じことだ。現に、最近の大増税で、軍事費以外の豫算も、多少は増えるので、各省各局では機構の擴大を企らみ、新しく増員した歴とした役人の數だけでも、數千人におよんだ。そして樞密院から叱言を喰らつてゐる仕末だ。役人だつて出世はしたいのだから、税金をウンと取り立て、豫算を増大し、職場を擴げるといふ慾望には、私も一應は同情する。しかし、前潮内相が唱へた吏道振肅は、さういふことを許さないはずのものであらうと思ふ。

役人の職場擴げについて、もう一つ認容なし難いのは、主として高級役人の民間會社。特に國家資本と關係の深い、いはゆる半官半民會社への天降り問題である。そも／＼半官半民會社とは、と開き直るまでもなく、役人の拂ひ下げを受けるが故に、半官なのではな

い。事業の性質上、民間資本だけでは危険が多くてやり切れないとか、或ひは國策の必要上、國家の特別な經營監督指導を要するといふ意味で、國家資本が混入するものなのだ。國家の經營監督が絶対に必要だ、といふのなら、例へば普通銀行、保險會社などに對する如く、現役の役人を運用して監督者とするが宜しい。個人としては眇たる小役人でも、國家權力の發動機關なのだから、その統制監督の威力は絶大なものだ。反對に、如何に高級役人でも、拂下げとなつて民間會社に天降れば、普通の庶民だ。もとの因縁縁故で、監督省との連絡がうまく行くだらう、といふのは會社側からいふことで、役人拂ひ下げと、國家が、監督權行使の便法としてやるのだ、といふ意味に解釋するとすれば、それは實はノンセンスなのだ。

さらにいへば、もとの古巢との交渉がうまく行く、といふのが油斷のならぬことだ。元來、會社が正當に業務を經營してゐれば、監督をさう恐れる必要はないはずである。役人をチヨク／＼拂ひ下げして貰つて、御機嫌を取り結ぶといふのは、どだい、何事か、臭い

ことをやらかさうといふ肚があるのだと解釋して間違ひはない。鐵道會社や電氣會社の役人拂ひ受けが、これ以外に何の意味もないことは、世人周知の通りである。役人拂ひ下げは、いはゞ疑獄の温床みたいなものだ。
大藏省が銀行、拓殖會社、商工省が保險、取引所、陸海軍が軍需工業會社、逓信省が電力、運輸、通信會社、事業、鐵道省が私設鐵道を、それ／＼特約大取引先としてゐることは更めていふまでもなく、ハケ口の少ない氣の毒な文部省は、地方大學などに、若干の販路を開拓してゐる。参考のため、その主なる實例を次に少し掲げておく（改造十一年四月清澤冽氏論文による）。

(一) 逓信省關係

會社	地位	前職
宇治川電氣	副社長	逓信省電氣局長 影山 銑三郎
京都電燈	副社長	簡易保險局長 田邊 隆二
無線電信	常務	貯金局長 吉野 圭二

第二章 役人論

(二) 鐵道省關係

日本航空輸送	常務	航空局長 戸川 政治
滿洲電信電話	理事	逓信局長 前田 直造
滿洲航空	副社長	逓信省事務官 兒玉 常雄
國際電話	社長	山本内閣書記長 榎山 資英
同	常務	簡易保險局長 香西 俊雄
日本電力協會	常務	電氣局長 中西 四郎
臺灣電力	理事	逓信局長 安達房次郎
同	理事	電務局長 島山 敏行
中國合同電氣	社長	管理局長 坂野鐵次郎
古河電氣工業	取締役	電氣試驗所長 利根川守三郎
電氣局協會	常務	臺灣逓信部長 三宅 福馬
南洋海運	取締役	管船局長 淺野平次

南海鐵道 專務
京濱電鐵 社長

大鐵局長 中山 隆吉
監察官 生野 團六

(三) 大藏省關係

王子電軌	常務	門鐵局長 小平保藏
目蒲電鐵	重役	鐵道次官 中川正左
東横電鐵	專務	監督局總務課長 五島慶太
大阪鐵道	社長	監查局長 佐竹三吾
京阪電鐵	社長	鐵道省 太田光熙
大阪電氣軌道	專務	運輸局長 種田虎雄
大日本電力	常務	運輸局長 算正太郎
與中公司	社長	經理局長 十河信二
三和銀行	頭取	日銀理事 中根貞彦
臺灣銀行	頭取	日銀國庫局長與銀副總裁 保田次郎
朝鮮殖産銀行	頭取	總督府理財課長 有賀光豐
朝鮮殖産銀行	總裁	遞信省管理局長 加藤敬三郎
日本製鐵	常務	造幣局長 保倉熊三郎
東亞煙草	專務	專賣局長 富澤充

(四) 海軍省關係

日本曹達	取締役	專賣局長 平野亮平
北海道拓銀	頭取	臺灣總督府財務局長 岡田信

(五) 商工、農林關係

北樺太石油	社長	海軍中將 左近司政三
浦賀ドック	社長	海軍中將 寺島健
石川島造船	社長	海軍中將 松村菊男
日本製鐵	社長	製鐵所長官 中井庸作
同	常任監査役	鑛山局長 福田庸雄
東京株式取引所	常務	統計課長 阪田廉
昭和生命	監査役	保險部長 大塚健治
滿洲拓殖	總裁	拓務次官 坪上貞二
太平洋漁業	常務	農林技師 越田徳次郎

第二章 役人論

以上はホンの一例だ。丹念に拾ひ上げたら、數限りもなくある。こゝ三、四年の間に出

来たものだけでも、興中公司、鮮滿拓殖、南洋拓殖、臺灣拓殖と、拓殖會社だけでも四つもある。支那事變の結果として更に北支開發、中支振興の二大國策會社が設立された。下手をすればこれも官僚天降りの場所とされさうである。

大陸發展、南進積極論は大いによろしい。だが、こんなにわけの分らぬ半官半民會社を濫設する必要がどこにあらう。滿鐵と東洋拓殖を強化すれば、それで十分なのだ。既設會社を擴充してこそ、有力な經綸も行はれようといふものなのである。微力な會社を濫設したとて、どうにもなるものではない。たとへば南洋經營についていへば、東拓と臺灣拓殖と南洋拓殖との地盤、經營目的は重複するものが甚だ多く、何を中心とするのかわけがわからない。そして、さし當りやる仕事はといへば、たとへば南洋拓殖は南洋廳から拂ひ下げを受けるアンガウルの鳥糞掘り出し、たゞ一つなのだ。燐礦經營はすでに東拓でもやつてゐるのだから、これにやらせるのが合理的だ、とわれ／＼は考へるのである。強大な實力と地盤をもつ東拓でさへポロを出してゐるのだから、弱體拓殖會社が早晚苦境に

陥るのは見え透いてゐる。何ごとかといへば、組織、機構の整備論を擔ぎ出し、職場を擴げたがる癖はこゝに至つてわれ／＼民衆の上に、直接の影響をおよぼして來るものなのだ。

役人の天降りには國民思想善導の上からも面白くない。手近な例では、昨年北海道拓殖銀行に岡田信が天降りしたとき、生え抜き社員から榮達の前途を塞ぐといふ理由で一寸したボイコットが起つた。今どき、前途の重役を夢みるといふ行員の量見も不届なものだが、量見違ひにしろ、何にしろ、さういふ氣持でゐる一般社員の心を暗くするといふのは、私に貴族院議員なら、思想惡化の源泉だ、といひたいところである。

三 役人機構の最大弱點——腰かけ主義

役人の腰かけ主義の弊害についてはすでに一言述べておいたが、この問題は役人機構の最大弱點だと、考へるから、もう少し論じさせてもらひたい。

私は、末弘嚴太郎氏の『役人學三則』といふ雜文を思ひ出した。次にその一部分を引用してみる（『改造』昭和六年八月）。

役人學 三則

第一條 凡ソ役人タラントスル者ハ、萬事ニツキ成ルベク廣ク、且淺キ理解ヲ得ルコトニ努ムベク、狹隘ナル特殊ノ事柄ニ、特別ノ興味ヲ抱キテ、之ニ注意ヲ集中スルガ如キコト無キヲ要ス

第二條 凡ソ役人タラントスル者ハ、法規ヲ楯ニ取りテ形式的ニ理窟ヲ云フ技術ヲ修得スルコトヲ要ス

第三條 凡ソ役人タラントスル者ハ、平素ヨリ繩張り根性ノ涵養ニ努ムルコトヲ要ス

第二條と第三條との問題については私も別の角度からすでに論じたところである。

そこで第一條の末弘氏のいはゆる淺薄無學主義、私の腰かけ主義の問題だが、末弘氏は

次のように述べてゐる。

『君等若い方々はとかく理想に捉はれて、一生をある種の事柄に捧げたい、それには役人

第二章 役人論

として自分の好む或る種の事柄に力を集中して、その道の専門的達人になりたいたいといふ風に考へ勝ちであるが、君がもし役人として出世を希望するのであるとすれば、かくの如き態度は根本的に間違つてゐる。現在の官制および官吏任用の實際はある種の行政事務に特別の興味を有し、従つて特殊の知識技能を有する役人が、一生をその事務に捧げつゝ、しかも適當に出世し得るやうには出来てゐない。昨日まで法制局で法規立案の形式的事務に従事してゐた人を、産業行政の局長にするやうなことは、現在の官界では日常茶飯事である。ある人を學務部長とする場合にも、決してその人が教育事務の主任者として、適當であるかどうかを考へるのではない。その人を役人としてある程度に昇進させる必要がある場合に、たま／＼その必要なる昇進を與へるに適當なる地位が學務部長であれば、本人の知識技能の如何を問はずして、學務部長に任用する、といふやうなものである。

またある人が、不良少年の教化に特別の興味を感じて少年審判所に勤めてゐても、官制の關係上その勤務を續ける限り、ある程度以上に官等も上らず俸給も上ることを得ない。

従つて役人として相當の昇進を希望する限り、一生を不良少年の教化に捧げるやうなことは絶対に不能である。だから、特殊の専門的知識乃至は技能を要すべき地位でも、必ずしも必要な知識技能を有する役人がそれを占めるとは限らないので、凡てはたゞ人練りの關係から決められるのである。だから特殊の事柄に興味を感じてその方の専門家になると、自然他に融通が利かないため、なか／＼出世出来ない。そして他から人練りの關係上、ドシ／＼専門の知識なき役人が上役として轉任して来る。だから出世といふ妄念を斷ち切つてお寺にでも入つた氣でなければ、特殊行政の専門家になることは出来ないのである。

無論かういふことが、官吏制度として望ましいものでないことはいふまでもない。すべての行政事務が、實質的には比較的教養の足りない屬官などの手に握られて、上役人はただ自身の出世を目標としつゝ、形式上その上に短期間据わつてゐるといふやうな實情が生ずるのはこれがためである。専門的知識を有たない、さうして任期の短い長官は、素人考へから徒らに功績のみを急ぐ。じつくり落ち着いて、氣永に考へることによつてのみ適當

に處理し得べき事務が、個々の上役人の個人的功名心満足の對象物になつて、實質的にその成果を擧げ得ない』

役人の腰かけ主義を難じはするものゝ、私といへども役人諸公に出世の妄念を斷ち切れなどと、無理な註文を出す氣にはなれない。しかし、この解決はそんなに難しいことではない。要するに、一つ職場に長く居附いても出世が出来るように、つまり月給を上げてやれるように官制を改めればよいのである。正何位とか、勳何等とかいふものは、ドシ／＼くれてやつてよろしい。革命後のドイツでは、鐵十字勳章が五十錢で屑屋から買へた、といふが、いやしくも日本帝國の勳位は萬代にわたつて光輝を放つものだ、勳位インフレで價值が下落するなどといふ恐れは毫末もない。屬官役人に對しても、眞に實力あり、技能あるものには、課長、局長以上の俸給を與へたとて、少しも可笑しいことはない。無能な上役人に高祿を與へるよりも、國民はさういふ實力者の俸給費のために、少しぐらゐ税金が増えたとして、あへて苦情をいふものではないのだ。

腰かけ主義の弊害が、もし、改められぬものとする、たとへば、企畫院の機能などに ついても、重大な危惧を感じる。經濟參謀本部の機能を果すことを使命として生れたこの 新役所に對しては、私は本来、好意と同情とを寄せてゐるのであるが、いはゆる出世人繰 りの都合で、三年四年で擔當役人が更迭し、杜撰な大國策をデッチ上げられては堪らな い。

二年や三年の年期でも、まさか何にもしないで祿を食む、といふのは、當の役人として も多少は心苦しく思ふことであらう。そこで、拙速主義の國策を捻出すといふ結果にな るわけだが、不幸にして企畫院立案の國策には、強大な國家權力の後援があるので半熱國 策を強行される國民としては、危険千萬の上もないのだ。少し無理な註文かも知れぬが 企畫院の首腦調査官は、こんな役所に入つたのが身の因果とあきらめて、少くとも十年は みつちり年期を入れる覺悟でやつて貰ひたいと思ふ。現にやつてゐるような粗笨な國策な ら、何も高等官何等の役人を煩はす必要はない。

こゝでは主として、産業行政を擔當する役人を對象として、モノをいふのであるが、一 體、過去の自由主義經濟時代においては、かれら役人が、淺薄無學無能でも、腰かけ主義 の職場まはりでも、國民經濟に對する影響は、まづ大きな害悪はなかつたといへる。役人 の主要な行政事務は、消極的な監督者の立場を守つてゐればよく、下手な差出口は、むしろ 有害無益であつたからである。

役人は、法規に泥んだ杓子定規であつたばかりでなく、甚だ多くの場合に、法規が無い といふ理由で行政者としての機能を果すことを拒んだものであるが、積極的な干渉をやら れるより、大局的に見れば實はかういふ消極的な態度を守つてゐて貰つた方が好かつた、 と思はれるのである。

だが、統制經濟時代に入つてから、特に今後の計畫經濟化時代においては、産業行政擔 當者としての役人の機能は、本質的に一變した。絮説するまでもなく、統制經濟の本體は 國家權力の發動を基礎とする、國家の積極的な産業干渉なのである。役人が、經濟政策の

主役となる時代なのだ。役人の機構、素質の變化も、かうして當然に要求されなければならぬのである。たゞ名前だけが、新官僚とハイカラになつたといふのでは心細い。

だが不幸にも實情は、すでに穢言したように、今までに何の變化も起されてゐない。昔ながらの法律中心の高文試験が絶対的の雲梯であり、出世人練りのためだけの人事異動であり、腰かけ主義であるのだ。何ごとかやらうといふ場合には、最先に豫算の増額と機構の擴大を擔ぎ出す。役人の目から見れば、國費の五百萬圓や一千萬圓はモノの數では無いかも知れない。しかし、百姓がキヤベツをトラツクに一臺積んでも、運賃を拂へばバツト一つがやつとだといふのを思ふとき、かれ等の豫算増額病に對して私は極度の憤りを覺えるのだ。

私は、獨り合點の非禮な言を吐いてゐる、と誤解されるのを恐れる。そこで、民間當業者の、役人の腰かけ主義に對する不滿の言葉を、次に取り次いでおかうと思ふ。朝日新聞の輸出組合座談會で、たとへば次のようにいつてゐる。

第二章 役人論

「私ども常に遺憾に思つてゐるのは、商工省貿易關係若しくは外務省通商局關係の官吏の方が、始終代はり通して、われわれ當業者は甚だ迷惑を感じてゐることである。貿易關係の役人は、何とかして政府で優遇し永くその事務に携はつていたゞきたい。これは各關係業の方も痛切にお考へのことと思ふ。貿易關係のことを頭にお入れになるには、如何に頭腦明敏な方でも一年や二年ではかなりむづかしいと思ふが、大體おわかりになつたなと思ふころには鑛山局とか商務局その他へお轉任になる。そして次にお出になる方は、はじめから皆御説明申し上げねばわからぬといふやうなことになるが、これがため國家が如何に損害を蒙つてゐるかわからない。その影響は、今日の如く凡ゆる輸出貿易が、政府關係にもつとも痛切な關係をもつ時代には一層その弊を感じる」藤井滿彦氏（日本東亞輸出組合聯合會）

「私の始終感じてゐることは在外の領事の方が二・三年目には大抵代はられるといふことです。英國などの領事は、長く勤めて十五年も二十年も、長崎とか京城とか或は大連とか

に、一つ土地にをられる。その方は、その土地にゐるまゝで官等をドン／＼上げ成績もあがつてゐる。なぜ日本はさういふ風に出來ないか」安井伊三郎氏（大阪アフリカ輸出組合）この言葉の裏には役人に對する無限の忿懣が籠つてゐるのだ。

四 役人權力の本質

役人論の最後として、役人の権力、主として政治的勢力の本質について論じておきたいと思ふ。

役人が、一つの政治的團體として、政黨、資本家階級、軍部と鼎立的な勢力を張つてゐることは、今日常識となつてゐる。これは、そんなに古いことではない。最近政黨勢力の退潮と相對的關係をもつて出現したものである。

舊官僚政治時代は別として、その後においては、役人といふ一つの巨大な社會集團は存在してゐるが、それは統一された獨立の政治的勢力を有つてゐるものではなく、少くとも

對立的な政治的勢力としては行動しなかつた。上層の少數役人は、特に内務省關係の地方牧民官などは半政黨人的色彩を帯びてゐたけれども大多數の役人は溫從な行政職人として、高文をパスして一度役人になれば、まづ終世クビの心配はなく、従つて勉強もせず、氣長に恩給でも貰ふのを楽しみにして、やつてゐたといふわけである。要するに役人としての政治的意味の團結性は無く、人數は多いけれども、質的に統一された集團では無かつたのである。

この役人の團結性が、はじめて明瞭に、具體的に現はれたのは、昭和六年の官吏減体に對する鐵道省を先鋒とする反對の烽火である。これを、無産黨は、官吏の無産者としての自覺だ、なんぞといつて悦しがり、老人支配者階級は官吏自尊心の喪失だと稱して、思想善導上から大いに慨いたものだが、とも角、これによつて、役人にも階級または一個の社會層としての統一力のあることが實證されたのである。

その後間もなく、後藤文夫や吉田茂を頭目とする新官僚なるものが現はれ、二・二六事

件後の廣田内閣に對しては、農林省のやうな役人としては一番華かでないと思はれてゐる省の中堅役人までが、結束して庶政一新に對する政治的註文を出すといふ工合に、役人の政治的集團としての存在を、強く示現するやうになつたのである。

しからば、役人團がかやうな政治的實力を獲得した原因は何であらうか。

第一は、役人の行政職人としての恒久性であると思ふ。これは政黨と對比して見れば最も明白である。政黨は、天下を取れば事務官僚を手足として驅使することの出来る地位にあり、その意味では役人の政治的勢力は、いつも政黨の低位にあるともいへる。だが、政黨が天下を取つてゐる期間は短かい。内閣の平均壽命は一年と五六ヶ月だといはれる。だから、政黨が役人を驅使し得るといつても、それはいふまでもなく、法規上の上役下役の單なる命令關係によるに過ぎない。役人の勢力を、完全に政黨の勢力として同化し、吸収することは到底出来ない。それが出来たのは、明治時代の舊官僚專制時代のことなのだ。要するに政黨の天下支配の一時性に對して役人は、全體的機構として統一恒久性を持つてゐる。これが、役人の政治的勢力を確固たるものたらしめ、そこに獨立性を與へるそもその根柢があるのである。

第二は、行政官としての専門的知識、技能である。私は、役人の行政職人としての淺學、無能、無知識を非難したが、それはもちろん比較的話であり、特に現代の産業行政の擔當者としての必要に副ふためには、甚だしくその資格に缺陷があるといふ意味での非難である。政黨や軍人、或は一般民衆に比較すれば、淺學なりとはいへ、やはり行政知識の専門家であることは無論である。

それに、前にも一言したことであるが、本職の行政職人であるほかに、實質上では立法機能も役人が獨占してゐるのである。役人の立法權獨占が、比較的好結果を現はしたのは、勞働關係を中心とする多くの社會政策的立法の提案である。そのうちには、議會で抹殺されたものも多く、また成立したものでも、骨抜きとなり、歪曲されたものが少くない。

だが、とも角、かういふ社會政策的立法、または反資本家的要素を含む産業政策諸立法は、役人の政治的實力が或る程度まで反映されてゐるものなのだ。彼等が、文字通りに單純な政黨政府の使用人に過ぎないとしたら、社會政策的立法などは、現在よりも、もつと悲惨なものとなつてゐたに相違ない。

社會政策的立法、反資本家的産業政策を中心にして、政黨、政府、資本家とブス／＼煮え切らない、頗る弱腰ではあるが一種の對立抗争を續けてゐるうちに、役人自身の獨立した政治的勢力としての自覺と自信も深まり、これに對する一般國民の認定も、次第にはつきりして來たといふわけである。

第三には、これもすでに論じたことだが、最近の統制經濟時代に入り、役人の産業行政者としての職能は、消極的な監督主義から、積極的な指導主義に轉じ、従つて役人の資本家に對する對立性と重要性とが高まり、自然、かれらの政治的勢力も増大するに至つたといふことが考へられるのである。

以上が、役人の政治的勢力を得るやうになつた主なる理由だと思ふ。概括していへば、役人の獨立した政治的勢力の本質は、國家權力の直接の行使者だといふことである。以上に論じた諸原因は、すべて國家權力の行使者といふ獨特の事情を中軸として發展して來たものに他ならない。

語を換へていへば、役人の政治的勢力は、他のそのやうに、階級的性質を有つものでなく、超階級的なることを本質とするといふのが、最大の特色なのだ。國家はブルジョアの搾取機構だなんて、考へてゐる人の國家論からいへば、役人の政治的立場は超階級的といふのはノンセンスだが、とも角、少なくとも比較的の意味では、役人の立場を超階級的なものとして認めて差支へないと思ふ。

新官僚の領袖吉田茂が、官僚はすべての政治勢力のアンパイアだといつたのは、粗雑な言葉だけでも、役人の本質を或る程度まで表現してゐるものだ。もつとも、眞當のアンパイアは、自らゲームをしては成らぬが、役人が独自の政治的勢力として、その超階級的

なる本質に基き、諸々の政治勢力の對立抗争の調整役となるためには、自らゲームをやるのは當然のこととして許される。

たゞ、問題なのは、力の發動、調整の方向が見當違ひではないかといふことなのである。

第三章 計畫經濟と資本家勢力

一 經濟國策、産業行政に對する資本家勢力の參畫

日支事變によつて一舉に戰時經濟體制に突入したこの全面的な經濟統制狀態は、事變解決後といへども解消することは不可能であらう。若干、統制力が緩和されるだけで非常時的統制力は、そのまゝ長い將來に向つて繼續されることであらうと思ふ。日本の國家權力を基礎とする産業統制は、大雑把にいへば昭和五年の重要産業統制法の出現、産業合理局の設置のころから、その形態を明白にしたものと見ることが出来る。その後の準戰時經濟體制の裝備の急に驅り立てられて統制經濟時代の色彩はいよゝ濃くなつた。そして日支事變により、國家權力による産業支配は徹底化され、まさに計畫經濟の時代に入つたので

ある。

經濟統制の運用の主體は勿論官僚である。官僚の産業政策、行政における統制力は、戦時體制下において飛躍的に強化された。むしろ官僚の産業支配獨裁時代になつたといつてもよいからぬものだ。大は日鮮滿支にわたる産業擴充計畫から小は貿易、金融、その他各産業部門における統制まで、産業、經濟の根本動向は悉く國家權力によつて、從つてその運用者たる官僚によつて決定され、指導され、制肘されることになつたのである。第七十議會成立の『貿易および關係産業調整法』の審議に當り、二、三議員はこの法律は官僚の獨裁、獨善を強める法律だ、といふようなイヤ味を述べたが、そんな苦情は何等の効力も無く、官僚の産業支配獨裁時代が出現したのである。

ところで問題は官僚の産業支配者としての能力がどうかといふことである。この點は前章で詳論したが、要するに現在の官僚の素養、識見、官僚機構をもつてしては頗る頼り無いものなのだ。たとへば十二年はじめから著しく強化された爲替管理法の運用は大藏省

の擔當役人が取扱つてゐるが、デリケートな貿易實務に殆んど無知識な役人の干涉に對し山の如き不平の聲が擧げられてゐるのがよい實例だ。もちろん貿易業者にも量見のよくないのがゐるであらうが、大體は役人の無知識から來る無用、有害の干涉沙汰に對する不満の聲なのだ。この官僚の無知識から來る缺陷を補ひ、その獨善的統制の弊を防ぐための機構としては、民間資本家の參畫が求められてゐる。國家の經濟政策の根本方針を決定する經濟會議、調査會に於ける民間委員、特殊な産業行政官廳に設置された民間顧問、參與等がそれである。國家權力による産業支配機構のうち參畫してゐるこれらの資本家のうちには、參畫はホンの形式だけで實質上の勢力が殆んどないものも少くない。官僚が一切のプランを臆立てし、民間の參與者はそれに對し、二、三のグウタラな意見でも述べるといふ程度のもも相當に多いのだ。その最もよい實例は企畫院の前身内閣調査局の參與である。長官吉田茂が、いはゆる新官僚の本城にすると意氣込んで作つたこの國策參謀本部には、恐らく景氣づけのためであらう、主として中級資本家、代議士など三十人ばかり

を參與として任命し、物々しい陣立を拵へたものであつた。だがこの參與連中には御高説を吐露する機会を殆ど與へず、たまに何ごとか辯じる參與があつても、その言説は何らの權威あるものでは無かつた。そして調査局立案の經濟統制策は、ことごとく官僚調査官の獨善案を盛るといふやうな結果になつたのである。

結局準戰時經濟體制から戰時經濟體制に移動した現在においては、經濟政策、産業行政において國家權力による支配が強化する、といふ事實そのものは肯定しなければならぬ。これを批評し反對したところで無益のことだ。そして官僚の産業支配力の強化そのことは、本質的に悪いことではない。たゞ問題は、彼等の無知識から來る獨善的獨裁を制肘することにあり。民間資本家の國家支配機構への參畫は、もしその點で重大な意味をもつものと考へる。資本家も己の繩張り範圍内の問題で、筋の通らぬ我利的主張だけをやるようなことをせず、日本經濟體制の根本的變化といふ事實をよく認識して、むしろ官僚を指導するといふくらゐの見識と實力を發揮するならば、新經濟體制の運行に寄與するところが

大であらうと思ふ。その意味から以下わが國の有力な資本家達が、産業支配に關する國家機關に如何に參畫してゐるかの實情を見ることにする。

二 綜合國策機關に對する資本家の參畫

まづ國策の根本方針決定の爲の機關に對する資本家勢力の干與を見よう。資本家萬能の米國などでは資本家勢力の國家重要機關に對する參畫は原則的必要事と認められてゐるが——たとへば戰時産業動員計畫の最高機關にも資本家の參畫が求められてゐる——官僚國日本では、つい近年まで資本家は甚だしく馬鹿にされてゐた。たとへば歴代内閣は好んで色々な調査會、委員會などを作つたが、それを構成するものは現役および古手官僚、代議士、貴族院議員などが大部分で、機關の性質上やむを得ざるに、民間資本家からも『練達堪能』の士といふ資格で參與せしめられたに過ぎなかつた。岡田内閣の内閣審議會に、池田成彬、各務録吉の二人が委員として任命されたときには一寸型破りの感を抱かさ

れたくらのに、資本家の國策參與は一般に無用視されてゐたものである。が同時にこのころから重要な國策機關には、資本勢力を介入させることが、やうやく原則的事實として認められるようになった。別に資本家の見識がこのころ急に高くなつたわけでもなし、資本家の心が俄かに國家本位的になつたといふわけでもない。獨占資本主義の完成と、日本政治的、經濟的體統がヨリ高度の、緊密な有機體統を必要とするに至つたといふことが、その基礎的條件をなしてゐるのである。

臨時内閣參議

官制第一條には『支那事變の重要國務に關し、内閣の籌畫に參ぜしむるため、内閣參議若干名をおく』といふ甚だ茫漠たるものである。曾つての内閣審議會に非常時、舉國一致の主義を加味したものと考へられるし、軍部の軍事參議官と同様な性質の内閣參議官を作つたものと想像されるし、あるひは單なる政治安定策として各部門の最高有力者を集合した相談機關とも思はれる。恐らくはその悉くの意義を漠然と包含してゐるのであらう。宇

垣、末次、安保、荒木、の軍長老に秋田、前田、町田の政黨代表はいふまでもなく大臣、首相級人物、これに半財界人としての松岡洋右——彼もホラばかり吹く男かと思つてゐたら、いつの間にか〇クラス首相候補の一人となつてゐるといふのだ——、純資本代表——池田成彬、郷誠之助の二人が加はつてゐる。

内閣參議から、何ごとか具體的な成果を期待するのは無理であらう。がそれにしても、戰時體制運行の最高機關であることは確かだ。こゝに二人の純資本代表が參畫してゐることとは、何れにしても注意してよいことであらう。

企業院に於ける資本家參與

新設企業院の前身は、周知の通り内閣調査局である。内閣審議會の下請け機關として岡田内閣の下に設置され、新官僚の牙城として多分に政治的意義を有つた機關であつた。だがそれ故に政黨からは白眼視され、特に資本家からは調査局の殆んど唯一の仕事といふべき電力國有案を擔ぎ出したが、これが官僚特有の陰險な性質をもつた計畫であるといふの

で、總反對を食ひ、無用有害の長物視されることになつた。政黨の勢力がもう少し伸長したならば、恐らく解消さるべき運命にあつた。官僚の身内においてさへ、彼ら獨特の繩張り根性から冷眼視されたものだ。大藏省の豫算査定權を委譲しろ、などといひ出してからその傾向は殊に激しくなつた。

だが官僚にとつて仕合せだつたことは、軍部が調査局を見限らなかつたことだ。特に二・二六事件後の廣田内閣において、軍部は行政機構の改革を中心とする綜合新國策の確立を政府に迫り、十一年九月には陸海軍共同提案の行政機構改革意見書を首相に手交するまでに至つた。行政機構改革は調査局が電力案とならんで、最も早く手をつけた題目であつた。そこで、機構改革にはまづ中心の調査局を機構改革する必要がある、といふ都合のよい理窟を見つけて、國策統合機關『總務廳』の實現を提唱した。——しかし、このときも、資源局、統計局、情報局を合併するとかしないとか、官廳全體にわたる人事局をこの機關に設置するとか何とか、吾々にとつてはどうでもよいことだが、役人の繩張主義か

らは『根本的的重大問題』のために、ゴタ／＼してゐる間に、廣田、林内閣を経過し、近衛内閣に至つてまづ企畫廳となり、次いで、資源局を合併して企畫院となつたものである。——廳を院に改めて悪いといふ理由はない。だが、改めなければならぬといふ理由はさらない。

さて、大事なのは新企畫院の機能だ。舊調査局時代には、調査局の役人だけは國策參謀本部だとハリ切つてゐたが、官制上は前言したように内閣審議會の單なる下請け機關に過ぎなかつた。官制上の文句には、

- 一、重要政策に関する調査
 - 二、特に内閣總理大臣より命ぜられたる重要政策案の調査
 - 三、關係各廳に對し、必要なる資料の提出または説明を求むることを得
- と規定してあつたゞけだ。企畫院昇格後にあつても、大體の仕事は調査局時代と變りはない。だが、

一、企畫院は内閣總理大臣の命により重要政策およびその統合調整に關し、案を起草し理由を備へて上申すること

二、重要政策に關する豫算の調査および統制に關し、意見を具へて内閣に上申することといふ新しい文句がつけ加へられた。つまり、今までの完全な下請け、注文生産から、自身の見込みによる市場生産に發展する活動の餘地を與へられたわけである。

私は企畫院の役人が、野郎自大の獨善案を粗製濫造することを恐れるけれども、全國家體制の高度緊密化が要求される現在において、かういふ綜合機關存在の必要はもちろん認められるものだ。彼等が今後何ごとを目論むか、至大の注意を拂ひたいと思ふ。

ところで、この國家參謀本部における資本の勢力などはどう反映してゐるか。調査局時代の資本家參與が完全な冗物であつたことは前言した。そこで企畫院昇格とともに、この參與は追拂つてしまひ、各省の中堅官僚と入れ替へた。しかしやはり民間知識を借りる必

要はあるので、企畫院委員の名稱で民間代表を選任してゐる。参考までに、舊調査局參與および新委員の氏名を左に掲げておく。

舊參與——那順皓(農學博士)、大河内正敏(理化興業社長)、池田宏、中村藤兵衛(元衆議院書記官長、中島鐵相私設の國策研究會首腦)、栗本勇之助(鐵工業資本家)、石黒忠篤(元農林次官)、大藏公望(貴族院議員、滿支通)、木村増太郎(日本商工會議所書記長、支那通)、石橋湛山(經濟評論家)、高橋龜吉(同)、高木友三郎(法政大學教授、經濟學博士)、長岡徳治(三菱經濟研究所長)、町田辰次郎(協調會理事)、暉峻義等(經濟學博士、勞働問題研究家)、青木録太郎(愛知時計社長)、伊澤道雄(滿鐵東京支社長)

新企畫院委員——東畑精一(東大教授)、大槻正男、高須虎六、宮崎正義、平貞藏、水野武夫、稻垣末三郎、長谷川作次、高橋鍊、中村忠彰、矢吹一夫、酒井杏之助、東浦庄治

概していへば舊調査局參與よりすつと小粒になつてゐるやうだ。

中央經濟會議

綜合國策の確立機關として、もう一つ巨大な姿を示してゐるのは、これも近衛内閣によつて創設された中央經濟會議だ。内地、外地、朝鮮、滿洲(現在では北支も當然含まれる)

を包括する經濟國策の根幹を決定する機關といふ大がかりのもので、十二年六月の初總會における内閣の諮問案は『日滿綜合經濟政策ならびに實施方法如何』といふ規模雄大なものであつた。議長はもちろん近衛首相、副議長瀧企畫院總裁、幹事長井野企畫院長、臨時議員は文部、司法兩省を除く各省役人次官、議員は日本産業界の巨頭を中心に構成されてゐる。この中央經濟會議議員諸氏は左の通り。

津島壽一(日銀副總裁)、兒玉謙次(前正金頭取)、酒井忠正(貴族院議員、農村通)、石黒忠篤(中央金庫理事長)、鮎川義介(日産社長)、藤原銀次郎(全産聯會長)、津田信吾(鐘紡社長)、小林一三(東電社長)、古田俊之助(住友金屬工業專務)、村田省藏(大阪商船社長)、松本健次郎(昭和石炭社長)、大藏公望(貴族院議員)、野口遵(日本窒素社長)、有賀光豊(朝鮮殖産銀行頭取)、安川雄之助(東拓總裁)、加藤恭平(臺灣拓殖社長)、松江春次(南洋興發社長)

野口、鮎川、津田などは、五、六年前までは、政府の目から見てもまだ日本財界の『お歴々』では無かつた。しかし準戰經濟は彼等の資本を飛躍的に太らせ、その『國家的地位』を高めた。數年前までは、國家が御用を命ずる巨頭資本家は、三井、三菱以下の舊財閥の

幕將に殆んど限られてゐたものだが、今や新興資本の代表者たる鮎川以下の彼等が取つて代はらうとしてゐるのである。舊財閥でも、例へば住友代表といへば小倉正恒老か八代則彦に限られてゐたものだが、軍需工業の花形會社住友金屬工業(鋼製品、航空機用チユラルミンの獨占供給事業)の古田が代つてゐることなども注目値することだ。

中央經濟會議に企畫院主腦が加つてゐるのでも解るやうに、この二つの最高國策機關は密接な連絡あるものとされてゐる。内閣情報部はこの點に關してつぎのやうに説明してゐる。

『中央經濟會議は總理大臣の監督の下にあつてその諮問に應じ、内外地を通じての綜合的經濟政策、ならびにその實施基本案について調査審議するものである。中央經濟會議と企畫院とは、内閣審議會と内閣調査局の如き直接關係はない。しかして中央經濟會議の資料の調整などは關係各省において分擔することとなるが、企畫院總裁および次長は、中央經濟會議の副議長、幹事となるのであるから、自然企畫院はこれが運用の中心機關とな

つてその進行をはかることになるであらう』

朝鮮經濟會議

朝鮮の産業界は、日本内地の準戦時景氣の影響をうけて、昭和八、九年頃から俄然活況を呈することになった。鑛業、化學工業、一般輕工業が現在の朝鮮躍進産業の主軸となつてゐる。近年までの朝鮮産業界には、近代的な大工場組織の工業は極めて僅かで、前期資本主義的な小規模生産が壓倒的な優勢を占めてゐたものである。しかるに内地のインフレ景氣の波動に刺戟されて、いま半島の産業は全然面目を更めようとしつゝゐる。朝鮮の經濟王野口遵の率ゆる、いはゆる日空コンツェルンは、朝鮮産業の革命に特別に重大な役割を果してゐる。野口に續いて、日産、森等の新進財閥も頻りに半島進出に力を注いでゐる。

この産業革命の背景を負ふて組織されたのが、十一年十月に設置された朝鮮經濟會議だ。名は朝鮮經濟會議だが、目的は朝鮮を中心として、日、鮮、滿三地の經濟發展の大綱方針を規定しようとするものである。その後に出來た前記中央經濟會議との關係においては、

これは朝鮮中心の一分科會議と見てよいであらう。南朝鮮總督は會議の目的として次のやうに聲明してゐる。

『最近内地情勢の變遷に促され朝鮮産業界もまた局面轉回の機運に際會し、饒多な資源と豊富低廉な動力および勞力と相まつて、工業企業地としての好望性を實證するに至つた。まさに原始産業中心時代より多種多様な新興産業の全面的展開期に推移し、農鑛工併進の時代に當面し來たつたと認められる。』

現下世界經濟の主流をなすブロック經濟の情勢に鑑み、日滿不可分一體の觀點より、兩國經濟を一層強化する必要を認める。即ちこの重要な日滿關係にあつて地理的中心に位置し、兩者接合の地帯にある朝鮮經濟の負擔する任務の極めて重大なるはいふまでもないところである。各種資源を開發するに當つても單に資本的利潤、企業的打算の角度からのみこれを論ぜず、國民經濟全體の見地よりこれを検討して、日滿兩國の國策に貢獻するの意圖を示すべきものと思ふ。如上の見地より、朝鮮經濟の今後據るべき基準と進路とを確

立し、併せてその實施の緩急を律しおかんとするものが、本調査會設置の目的である』云々。
 この遠大の目的の下に作られた會議は、朝鮮産業界に最も多くのインテレストを有する巨頭資本家を主體とし、内地資本家、民間學識者、企畫院、朝鮮總督府、滿洲國、滿鐵等から參加した總勢七十餘名の委員で構成されてゐる。主なる資本家は左の如くである。

大橋新太郎(工業クラブ理事長)、加藤敬三郎(朝鮮銀行總裁)、河手捨二(三菱礦業會長)、津田信吾、根津嘉一郎、村田省藏、野口遵、森藏親、鮎川義介、松本健次郎(石炭聯合分會長)、國府精一(住友會社理事)、郡山智(滿鐵理事)、有賀光豊(朝鮮殖産銀行頭取)等。

三 統制計畫經濟に關する支配機構

日本の統制經濟は、昭和五年の重要産業統制法の出現によつて、その進路が確然と明示されることになつた。産業統制法は、統制に對する國家の意志、原則を示した、いはゞ憲法のやうな基本法律であるが、その下に諸多の單行統制法——例へば自動車業法、石油事

業法、肥料事業法などが——續々として制定された。更に日支戰爭の勃發は、戰時經濟體制整備のため、一層多くの強力な統制法律を出現させた。これ等の諸法律は、大抵官民の關係者から成る委員會を諮問機關または決議機關として、その實際的運用をやつてゐるのである。換言すればこれ等の諸委員會が、統制(計畫)經濟下における産業支配機構としての實權を握つてゐるわけである。その主要なるものは、産業合理局、重要産業統制委員會、電力調査會(電力統制に關するもの)、物價委員會(物價統制に關するもの)、資金調査局および資金調整委員會(資金調整法に關するもの)、貿易委員會、日本銀行參與(金融統制一般に關するもの)、日滿經濟協議會(日滿計畫經濟に關するもの)、日華經濟協議會(日支計畫經濟に關するもの)、綿業委員會(戰時下綿業統制に關するもの)等であるが、以下これ等統制機構の主要なるものについて、概略的説明を加へることにする。

産業合理局

昭和五年、統制大臣といはれた中島(久萬吉)商相の下に新設された商工省の外局、

はじめ臨時産業合理局と稱し、主として中小工業の合理化に統制の指導機關であつた。三綾、法瑯鐵器など數種の中小産業の統制強化に成功し、昭和十一年産業合理局と改稱して恒久的統制機關となつた。現在の合理局顧問は、大河内正敏（理化學興業社長）、井阪孝松岡均平（三菱合資顧問）、牧田環（前三井鑛山會長）、阿部房次郎（東洋紡績會長）の五人である。

重要産業統制委員會

重要産業統制法運用の最高支配權を握る機關である。普通の委員會は、その職能が政府の諮問機關に過ぎないのが大多數であるが、統制委員會だけは「統制法の發動は統制委員會の議を経て」と明記され、法律運用の實力的機關となつてゐる。重要産業統制法の指定産業は二十四種に上り、主要産業の殆んど全部は統制法の支配下に置かれてゐる。統制法は、一方では事業の強制統制を命ずると共に、他方では消費者擁護のため價格統制その他極めて廣範圍に亘る支配權能を附與されてゐる。はじめ五ヶ年に限定された臨時的法律

であつたが、昭和十一年その内容を強化して有効期間を更に五年間延期された。法律改正と同時に委員會の人も大改造が行はれ、現在の委員は左の如くなつてゐる。

統制委員會民間委員——高田保馬（京大教授）、本位田祥男（東大教授）、堀切善兵衛（政友會代議士）、松村光三（民政黨代議士）、勝正憲（同前）、緒方竹虎（朝日新聞重役）、串田萬藏（三菱合資理事長）、坂田幹太（大阪經濟會常務）、鑄谷正輔（川崎造船社長）、奥村鹿太郎（橫濱生糸商）、青木鐵太郎（愛知時計）、石橋湛山（東洋經濟新報主幹）、長岡徳治（三菱經濟研究所長）、岡實（大阪毎日新聞會長）、俵孫一（民政黨代議士）、松岡均平、磯村豊太郎（北海道炭礦社長）、青木信光（貴族院議員）、郷誠之助（經濟聯盟會長）、岡部長景（貴族院議員）、稻畑勝三郎（大阪商工會議所會頭）、結城豊太郎（日銀總裁）。

物價委員會

昭和十二年五月、林内閣の下に成立した當時にあつては最も意義重大な委員會であつた。周知のやうに、準戦時經濟體制の進行につれ日本の物價は卸賣、小賣物價共に十一年末から暴騰を續け、前途の軍費インフレに對應して物價對策をどうするか、といふことが當時の最大の政治問題として擡頭した。そのために新設したのがこの物價對策委員會だ。

會長は林首相、副會長は藏相、商相、農相の三人で、その下に一般委員として左の諸氏が任命された。

池田成彬（日銀總裁）、兒玉謙次（前正金銀行頭取）、南條金雄（三井合名理事）、各務録吉（東京海上會長）、小倉正恒（住友總理事）、三宅川百太郎（三菱合資理事）、藤原銀次郎（王子製紙社長）、津田信吾（鐘紡社長）、鮎川義介（日産社長）、矢野恒太（第一生命社長）、平生夙三郎（日鐵社長）、井阪孝（東京ガス社長）、松本健次郎（昭和石炭會長）、大河内正敏（理研コンツエルン總帥）、大口喜六（政友會代議士）、小川郷太郎（民政黨代議士）、安部磯雄（社大黨首）、石黒忠篤（中央金庫理事長）、佐藤寛次（農學博士）、山崎覺次郎（法學博士）等。

かういふ老資本家や引退學者、政黨員などを委員の大部分とする會議から、物價對策として何か素晴らしく強力な革新意見を産出させやうとするのは、註文する方が無理である。結局委員會は、鐵、石炭その他の物價對策を最も必要とする數個の事業別分科委員會に分れ、それ／＼答申を提出した。もちろんそれは物價對策として誰にも異論の無さうな、従つて大した効果も期待出来ない常識的對策に過ぎなかつた。

ところで、對策答申が決定して間もなく日支事件が起り、日本經濟は一舉に飛躍的な戰時經濟に突入した。よつて戰時經濟を對象として考へた物價對策答申も、その意義は甚だ稀薄なものとなり、この委員會の對策の實際的効果としては、殆んど何ごととも得られなかつた。が、とも角、對策委員會は一應その任務を果したので、十二年末、一旦解消に決した。

『戰時的』物價委員會は右の如く實際上の効果を收めないうちに解消した。しかるに戰時的物價に代つて出現したものが戰時物價である。戰爭がはじまつても約半年の間、即ち十二年末までは物價は殆んど變動しなかつた。ところが十三年度に至つて卸賣、小賣物價共に著騰の傾向を見せるやうになつた。特に消費財、一般生活品の物價騰貴が著しく、これは戦後國民生活の安定上、極めて重大なる問題となつた。そこで再び『戰時的』物價委員會が十三年四月組織されることになつたのである。これは各地方に設置された『物價調整委員會』の中央機關としての使命を果すものなので、『物價中央委員會』といふ名稱が

與へられた。

中央委員會委員——羽生雅則（内務次官）、石渡莊太郎（大藏次官）、梅津美治郎（陸軍次官）、山本五十六（海軍次官）、井野碩哉（農林次官）、村瀬直養（商工次官）、廣瀬忠久（厚生省次官）、那須皓（農博）、谷口吉彦（京大教授）、井阪孝、下村宏、小川郷太郎、三邊長治、大口喜六、池田宏、藤田庫之助、河上丈太郎、鈴木島吉、石橋湛山、高橋龜吉、中野金次郎、山室宗文、町田辰次郎、金原賢之助、山田わか。

資金調整委員會

諸多の戦時立法中、臨時資金調整法は最大の重要性を有つ特徴的な法律である。法律内容は主要産業（主として會社企業の形態で經營されるもの）を時局上擴張を必要と認めらるゝもの（甲）、原則として擴張の急を認めざるも、場合により擴張を必要とするもの（乙）、擴張 unnecessary なるもの（丙）、の三者に大別し、これに基いて投資を全面的に統制し、國防産業への資金の集中、動員を實行しやうとするものである。つまり、事業發展の方向は、資金調整法で完全に強力に統制されてゐるわけだ。重要産業統制法は、獨占の

形態を對象とする統制法律であるが、資金調整法は事業の計畫そのものを對象とする計畫經濟法なのである。

ところで、資金調整法の實際運用——事業擴張のための増資、拂込徴收、會社新設、社債または借入金、或は預金引出しによる資金調達等を認可するや、否やは資金調整委員會が審査して最高の指導方針を決定する、一種の計畫經濟委員會であるから、そのスタッフも相當に充實した顔觸れを揃へてゐる。委員會は十二年九月に成立したが、その人選は左の通りである。

官廳側委員——太田大藏政務次官、石渡大藏次官、中村大藏參與官、木暮商工政務次官、村瀬商工次官、佐藤商工參與官、廣瀬内務次官、井野農林次官、梅津陸軍次官、山本海軍次官、平澤遞信次官、喜安鐵道次官、荻原拓務次官、青木對滿事務局次長。

貴族院側委員——島津忠重、兒玉秀雄、八條隆正、矢吹省三、橋本圭三郎、有吉忠一

衆議院側委員——川崎克、中島彌國次、前田房之助、大口喜六、田邊七六、小笠原三九郎、青木精一、河上丈太郎

民間、資本家委員——津島壽一、寶來市松、森廣藏、八代則彦、石黒忠篤、門野重九郎、森盛
稔、津田信吾、平生飢三郎、土方成美、大河内正敏、高橋龜吉、金原賢之助、今村幸男、中村敬
之助

四 日滿支ブロック經濟の指導機關

日滿支ブロック經濟の支配機構として三國間を連絡協調し、ブロック經濟計畫化の最高方針を決定する機關は、日滿經濟共同委員會と日華經濟協議會の二つである（對滿事務局と對支事務局もブロック經濟の支配機關ではあるが、これは政治工作機關としての意味もあり、また日本を中心とした對滿、對支機關である）。

日滿經濟共同委員會

日滿經濟の計畫的開發を實現する目的で康徳二年七月、日滿双方より委員を選任して組織された。日滿兩國經濟統制の最高機關である。委員會の要項は次の如し。

- (一) 委員會は日滿兩國經濟の連繫に關する重要事項及び日滿合辦特殊會社の業務監督に關する重要事項につき、日滿兩國政府の諮問に應じてその意見を兩國政府に具申す。
- (二) 日滿兩國政府は前條の事項については豫めこれを委員會に諮問し、その意見をまつてこれを處理すべきものとす。
- (三) 委員會は必要に應じ日滿兩國經濟の合理的融合に關する一切の事項につき、日滿兩國政府に建議することを得。

この共同委員會は、世間的にはあまり目立たぬ存在であるが、その成立以來なし遂げた實質的成績は甚だ大きい。滿洲國重要産業統制法の制定、多數の特殊會社の設立、滿洲國五ヶ年計畫等はそれ等の事績中でも特に注意せらるべきものである。

日華經濟協議會

昭和十三年四月に成立した日支兩國の條約上で認められた新設機關である。協議會の大體の方針として(一)交通、通信部門を除きその他の北支重要産業資源の綜合的開發方針

を企畫、審議、決定すること、(二) 右決定に基き臨時政府實業部はその實現に必要な法令を制定すること、(三) 協議會は日支兩政府の趣旨に基き、北支開發會社その他産業開發會社に對して最高方針を指示し、それ等諸事業を統制する、といふことが規定されてゐる。そこで協議會の委員は、當然非常な重責を負ふわけである。委員は日支双方から五人づつ選任されるが、目下決定したのは左の人々である。

支那側委員——王克敏(委員會會長) 殷同、汪時瓌

日本側委員——平生飢三郎(副會長) 大野龍太、阪谷希一、湯川元威、菅波稱事

今後の日支ブロック經濟の順調な發展は、これ等委員の努力になつところが多いのであるから次に簡単な人物紹介を試みておかう。

まづ敬意を表して支那側委員からはじめる。會長 王克敏については、更めて詳しく述べる必要はない。六十六歳の瘦軀の老爺で、眼鏡をかけて沈黙な風貌をしてゐるところは、一寸檢校と間違へられさうだが、中國切つての財政經濟家であり、何より頼母しいのは

氣骨頗る硬いことだ。その具體的な事實としては、たとへば北支新政府に日本人官吏を容れることを頑強に拒否したといふようなことがある。周知のように滿洲國には多數の日本人官吏が入つた。もちろん相當の必要あつてのことであらうが、一面には失業高等役人の救済と見られるような筋も少くなかつた。徒らに高祿を食む無用役人も多かつた。王委員長、敢然としてポイコットを食はしたのは大いに痛快で、われ／＼善良な日本人から見

てかういふ硬骨の人が親玉となつてゐるのは心強い限りだ。

王會長の片腕となる建設署長殷同も、若いけれどもまた骨のある人物らしい。彼の實業指導の手腕は、早くから日本當局も尊敬してゐたもので、冀察政權が出来る當時、日本當局は切に彼の出馬を勸説した。ところで當時、日本當局が冀察政權に提出した要求は、日本としては至極當然なものであつたのかも知れないが、殷同としては承認出来難いものであつた。彼は、冀察政權の要人となることは、自分の支那人としての良心が許さぬ、といふ理由で出馬を拒絶したものである。その彼が今度新政府の大官の一人となつたのは

よく、蔣政権に愛想をつかし、新政府の前途に希望をもつたためであらうと想像される。王克敏や彼の如き、骨のあるところが新政府を固めてゐるのは、日支兩國にとつて洵に仕合せなことだ。

汪時璟は中國準備銀行の總裁だが、これがまた相當の曲者らしい。國民黨政府の機關銀行の一である中國銀行の北支支店長をしてゐた男だが、この支店が準備銀行に吸収されるや、國府へは挨拶もせず、辭表も出さず、新銀行の總裁になつてしまつた。蔣介石は未だ彼を支店長と思つてゐるかも知れない。

日本側委員のうち、副會長平生鈞三郎は廣田内閣の文相になつて以來、急に大ものとなり時の主役の一人となつた。寺内禿山明朗將軍とは、大阪師團長時代に懇意になり、愆氣の無い老が北支經濟の最高要人として老後奉公の決心を固めたのは、寺内將軍の意氣に感じたのが最大の原因である。金の分量で測つた資本家としては、三流どころも危なかし

いが、その社會的聲望の點では、近年の關西財界が生んだ最高峰の人物だ。

平生老を除いた残りの日本側委員四人は、貫祿がすつと落ちる。

大野龍太が大藏省代表、湯川元威が農林省、菅波稱事が商工省代表で、この三人はともに官廳代表の委員である。大野は例の帝人事件で被告となつたが、青天白日の身となり駐支財務官に復活した。名代のせつちかち、短氣者だが『北支の建設は、君、氣長にやらなければ駄目だぜ』といふ。かれをしてなほ持久論を唱へさせるほど、支那の經濟建設は根氣を要する仕事なのであらう。

湯川は湯川元臣の息子、農林省文書課長、菅波は商工省商政課事務官、小粒役人のことゝて固より論ずるほどのものはない。

阪谷希一は、古典財政家阪谷芳郎の長男、はじめ日銀に勤め後關東廳財務課長、滿洲國成立後は國務院總務廳次長となり、さらに今回協議會委員に任ぜられたものだ。金融財政の識見があり、特に滿洲國の經濟情勢に明るい。次長を辭任した後、滿洲國協和會の役

員となり、滿洲全土を歩き廻つた熱心家だ。日華經濟協議會は勿論滿洲國とも連絡を取らなければならぬ。その意味で彼を滿洲國代表と見てもよいかも知れない。

(了)

<p>昭和十三年六月十一日 印刷 昭和十三年六月十五日 發行</p>	<p>『長期戦時經濟體制』 定價 一圓五十錢</p>	<p>著者 岩井良太郎 發行者 千倉 豐 印刷者 山縣精一 東京市神田區神保町三ノ三</p>	<p>發行所 東京・京橋 第一相互館 千倉書房 電話 (56) 八八三 八八三 八一七 七一七 九五六 振替東京九七八</p>	<p>外地定價 一圓六十五錢</p>	<p>刷印社會式株刷印本製縣山 版整所刷印野青 堂陽三</p>
--	--------------------------------	--	---	--------------------	---------------------------------

(岩井良太郎)



岩井良太郎名著目録

千倉書房發行

東京・京橋・第一相五館
振替・東京九七八

財界新聞將傳

最近の財界に波紋を起し波瀾を
生ぜしめたる人々の面目を躍如
たらしめる名著

價 一・五〇
送料 一・〇〇

三井・三菱物語

日本經濟の全面を獨占する二大
財閥の内容とその構成を解剖せ
る好著

價 一・〇〇
送料 一・〇〇

日本獨占産業物語

日本産業のトラスト・カルテル・
コンツェルンの内情を忌憚なく
描いた絶讚の書

價 一・五〇
送料 一・〇〇

日本商品王

現代日本産業界の先尖に在る代
表的商品王の端的明快なる評
傳

價 一・五〇
送料 一・〇〇

戦時經濟の基礎知識

東日・大毎
エコノミスト 岩井良太郎著

最新刊

定價一圓二十錢
四六判三三〇頁
送料十二錢

戦時の生活
と經濟の
水先案内!

☆我が戦時經濟はどう組立られたか?
☆今どんな經濟統制が發動してゐるか?
☆産業總動員はどんな形で發動してゐるか?
☆長期戦と共に戦時經濟はどこ迄進むか?

戦時經濟時代に於
て知らねばならぬ
一切の真相をハッ
キリと示した全國
民必携の書。これ
さへあれば惑ふ事
なし。

日本新興産業讀本	岩井良太郎著	定價一圓五十錢	送料十四錢
日本重工業讀本	小島精一著	定價一圓五十錢	送料十四錢
鐵鋼經濟讀本	小島精一著	定價一圓六十錢	送料十四錢
燃料・動力經濟讀本	小島精一著	定價一圓六十錢	送料十四錢
十手入新統制經濟讀本	小島精一著	定價一圓五十錢	送料十四錢
戦時化學産業讀本	勝田貞次著	定價一圓五十錢	送料十四錢

千倉書房圖書目錄

經濟

著者	書名	定価	著者	書名	定価
高田保馬著	價格と獨占	二・五〇	小林行昌著	關稅と物價	二・五〇
勝正憲著	稅の話(新定版)	一・五〇	前田美稻著	豫算の知識	一・五〇
那須崎著	日本農業論	二・五〇	高木友三郎著	日本經濟の實體	一・五〇
高橋龜吉著	資本主義頹廢の諸相	二・五〇	勝田貞次著	獨逸財界の機構	一・五〇
小島精一著	日本金融資本論	二・五〇	勝正憲著	營業收益稅の話	一・五〇
高橋龜吉著	實用經濟學	一・五〇	小汀利得著	街頭經濟學	一・五〇
井上準之助著	國民經濟の立直と金融禁	一・五〇	宮川貞一郎著	金本位制度の理論と實際	一・五〇
小島昌太郎著	海運經濟要論	二・五〇	井國孝雄著	金融の常識	一・五〇
勝正憲著	所得稅の話	一・五〇	アインテヒ原著 山本米治譯	國際金融爭霸戰	一・五〇
石濱知行著	アメリカ資本主義發達史	一・五〇	清水元壽譯	經濟の國家統制	一・五〇

高橋佐一郎著	金融統制論	一・五〇	中外商業編輯部	日本商品の話	一・五〇
齋谷馨一著	アジア經濟の展望	一・五〇	谷口吉彦著	日本經濟の進出と 經濟國策の將來	一・五〇
アインテヒ原著 木村謙八郎譯	世界金融恐慌の真相	一・五〇	畑石輝治著	工業經濟の話	一・五〇
井上準之助著	金再禁止と我財界の前途	一・五〇	高橋龜吉著	ソシヤル・ダンピング論	一・五〇
山本勝市著	經濟計算	一・五〇	高橋龜吉著	實踐金融論	一・五〇
勝正憲著	相續稅の話	一・五〇	報知新聞編輯部	景氣と相場の見方	一・五〇
マツケンナ原著 前馬治一譯	金融政策十四年	一・五〇	木村謙八郎著	圓・弗・磅・法の話	一・五〇
清水秀太郎著	日本經濟革命論	一・五〇	安川雄之助著	產業貿易觀	一・五〇
谷口吉彦著	國際經濟の理論と問題	二・五〇	高橋龜吉著	滿洲經濟と日本經濟	一・五〇
高橋是清著	經濟論	二・五〇	波多野鼎著	景氣論	二・五〇
竹内謙二著	貿易統制論	二・五〇	岩井良太郎著	日本獨占產業物語	一・五〇
谷口吉彦著	購買力補給案	一・五〇	板橋菊松著	社債の實際知識	一・五〇
細野孝一著	各國インフレーション 形態の研究	三・〇〇	小島精一著	世界經濟の常識	一・五〇
高橋龜吉著	世界資本主義の前途と日本	一・五〇	長谷川光太郎著	日本金融網の話	一・五〇

◆ 好 評 名 著 目 錄 ◆

深井英五著	金本位制 離脱後の	通貨政策	定價三圓五十錢 送料十四錢
高橋龜吉著		現代公債政策	定價三圓 送料廿二錢
原祐三著	邦本	重要物價の實證的研究	定價三圓八十錢 送料廿二錢
原祐三著		通貨價值變動の實證的研究	定價三圓五十錢 送料廿二錢
岡崎文規著		國民生活と國民體位	定價二圓 送料十八錢
谷口吉彦著		國際經濟の理論と問題	定價二圓五十錢 送料十八錢
淡路圓治郎著		人事管理	定價三圓八十錢 送料十八錢
勝正憲著		日本稅制革改史	定價二圓五十錢 送料十八錢
高橋龜吉著		日本產業勞働論	定價二圓五十錢 送料廿二錢
井上貞藏著		商業使用人問題の研究	定價三圓八十錢 送料廿二錢

東京・京橋 第一相互館 千倉書房 振替 東京 八七九

